

リカードの貨幣制度改革プラン ——地金支払と国立銀行の設立——(3)

竹 永 進

I はじめに

II 『地金の高価』第四版「付録」末尾での貨幣制度改革プランの最初の提起

1. 1810年代初頭の通貨流通(鑄貨と紙幣)、ガルトンの「表」への評注
2. 銀行券減価をめぐるせめぎ合い
(「二重価格」と銀行券の法貨化——キングとスタナップ——)
3. 『高価』第四版「付録」末尾でのプランの最初の提起とその結果
[以上本誌第106号]

III 兌換再開案の否決から『諸提案』執筆まで

1. スタナップ法成立後のリカードの行動。紙券減価の阻止とその段階的解消
2. イングランド銀行批判と代替機関設立の構想
3. グレンフェルからの依頼とリカードの草稿執筆
4. マルサスの異論とリカードの応答——貨幣の標準である金の価値変化——

IV 『諸提案』におけるリカードの貨幣制度改革プラン

1. パンフレットの構成と「通貨の法則の一般的原理」
2. 地金支払いプラン、『高価』第四版「付録」との関係、『原理』第二版への統合
3. イングランド銀行の利益独占、その廃止と貨幣発行権の国家への移転
[以上本誌第107号]

V 戦争終結と兌換再開の接近(『原理』とリカードのプラン、議会証言)

1. 『原理』初版と第二版における「もっとも完全な状態」にある通貨
2. 兌換再開準備のための秘密委員会での証言と地金支払いプラン

VI 兌換再開の決定(ピール法案の採決)とその後の経過

1. 「偏見と誤謬に対する科学と真理の凱旋」
2. 通貨状態の変化と農業苦境、リカードの「責任」の追求

[以下つづく]

3. リカードの弁明と分析(『農業保護論』第五節と1822年6月の議会演説)

VII 草稿「プラン、その他」における国立銀行設立構想と地金支払いのその後

1. イングランド銀行の「特許状の更新」
2. 「国立銀行設立プラン」と「経済的で安定的な通貨」

VIII おわりに

引用参考文献

V 戦争終結と兌換再開の接近（『原理』とリカードのプラン、議会証言）

1. 『原理』初版と第二版における「もっとも完全な状態」にある通貨

マカロックは、『提案』の書評原稿を書き終えた直後と思われる1818年12月6日付けのリカードに宛てた手紙で、「通貨と銀行にかんする章のはじめの部分を拡大されるべきだと思います——34ページのスペースで、「経済的通貨」にかんするあなたのもっともすぐれたパンフレットの最初の部分の内容を書かれればよいでしょう」（VII/353）と勧告している。このときリカードすでに『原理』第二版の準備を終えていた。しかし彼はマカロックのこの勧告を容れて、版元のマリに第二版のための訂正の指示を送った（同年11月23日付けのマリ宛の手紙、VII/331）後になってあらためて、第27章（このときリカードが使っていた初版では第25章。以下では『全集』にならって第27章とする）に『提案』からの抜粋を挿入するよう手紙（『全集』未収録）で具体的な指示を出し、翌年1月3日付けのマリ宛の手紙でもあらためてその受諾を要請している（VIII/5）。第27章にあらたな書きくわえを行うのではなく、マリの手許にコピーがあったと思われる『提案』の一部を引用することにしたのは、このような事情からであったと思われる。またこの部分（IV/66-70）をどこに（I/356-61）引用するかはマカロックの手紙では述べられておらず、まったくリカードの判断によっていた。このような措置が取られたのはもちろん『原理』のこの章と『提案』の主題が密接に関連しているからである。しかしそれと同時にこの二つの著作は性格を大きく異にしている。一方はBoEの株主総会や議会における法案審議という当面する具体的な政治日程を射程におさめた時事的性格の強いパンフレットであった。他方は、ミルの勤めにもかかわらずリカードが自分の力量にあまるとしてその執筆をためらい続けた、資本主義経済の動態とその行く末までも射程におさめた大規模な経済学の体系的な著作であった。しかしこのように性格が大きくことなるとはいえ、この二つはほぼ踵を接するようにして書かれており、『提案』に通じる主題をあつかっている『原理』第27章の執筆はリカードが前者を書き終えてから約1年後のことであったと思われる。本項ではこのような点を念頭におきながら、『提案』のおよそ1年後に出版された『原理』第27章で共通する主題がどのようにあつかわれているか、またそのおよそ2年後に再刊された第二版に前者からの長い引用が組み込まれたことの意味について検討を加えてみたい。

リカードはこの章の最初のパラグラフでこの章の課題について、「私は通貨の数量と価値を規制する諸法則のうちの若干のものについて簡単に概観するにとどめよう」(I/352)と言っている。以下われわれもこの観点からこの章でリカードが述べていることを見ていきたい。まず最初の1ページで、金（ないし銀）そのものが貨幣である場合、したがってあたかも商品としての貴金属がそのまま貨幣として流通する場合、その価値と数量がどのように決定されるかについて簡単にのべている⁽¹⁾。最初にこのようないわば「原理的な」状況を設定するのは『高価』以来リカードのいつもの行き方であった。しかし、『高価』とは違って『提案』や『原理』では、一国内（つまりイギリス）で流通する貨幣に注意が集中されており、その背景をなすはずの国際流通は表面上ほとんど視野にはいってこない。

リカードは彼の貨幣理論の中心問題について彼の「原理的な」視点を示してから、貴金属が実際に一国内で貨幣として流通するためにとらなければならない形態としての鑄貨を発行する主体、すなわち国家 (the State⁽²⁾)(I/353) を導入する。そして国家によって貨幣が（さしあたり貴金属が鑄貨として）発行されるとき、上の「原理的な」関係が変化するかしないのかについて述べる。貨幣が金そのものではなく国家によって鑄造された鑄貨となると、商品としての金と貨幣としての金との価値のずれ（これは金が双方の形態において、それぞれ他の多くの商品に対して有する支配力ないし購買力のずれとして表現されるほかない）が生じる原因として「鑄造手数料 (seignorage)」が導入される。一般に等量の金でも鑄貨の形態を取ると地金であったときよりも高い価値を持つが、それは鑄造にあたって国家がこの鑄造手数料を徴収するからにほかならない。もともと seign(i)orage という英語は「君主の（貨幣を作り出す）特権」・[貨幣高権] を意味する言葉であったが、

(1) この箇所でのリカードの所説については既発表の論考で筆者の見解を述べたので、ここでは立ち入らない（竹永 (2000), pp.180-3, Takenaga (2013), pp.86-90 を参照）。

(2) スラッフアが注記しているように (I/353, editor's note 1)、この語は初版と第二版では the state と小文字で表記されていたのが第三版で大文字に直されている。本章では以下すべておなじ手直しがされている。第二版で導入された『提案』の引用文中に二箇所出てくる「国家」という意味での the state (IV/69) まで、第二版ではそのまま転記されていたのが第三版では the State と書き直されている (I/359,360)。これに対して引用文中で「状態」という意味で使用されている the state (IV/66,69) は第三版でも小文字のままである (I/357,359)。些細なことのようにであるが、このような徹底した手直しは、リカードが、第三版のための改訂作業に従事していた 1820 年の後半から翌年の初頭にかけての時期に、貨幣と国家との関連づけを強く意識していたことを示しているのかもしれない。

それが転じて君主ないし国家が貴金属を鑄貨の形にして引き渡すときに徴収する手数料ないし税金を意味するようになった。「手数料」というからにはもともと手数料がかかっただけの実費を徴収するという趣旨であったはずであり、リカードも「鑄造手数料」をまずこのようなものとして理解する。そしてこの「手数料」は金を鑄貨に変えるために必要とされる手間すなわち労働に還元される。それゆえ鑄貨となった金が手数料の分だけ地金のときより価値が高くなることは、労働価値論の立場から完全に説明可能である。これが「鑄造された貨幣」の価値と「鑄造されていない金属片の価値」(ibid.)との相違についてのリカードの基本的な立場である。モノが貨幣として使用されることによって不可思議な付加価値が生じるわけではない。このかぎりでは鑄造手数料は、造幣局にも鑄貨の引き渡しを受けものにもなんの利益も損失ももたらさない。ただ、大量の鑄貨が鑄造されて貨幣として世の中を流通するための社会的な負担（経費）を意味するだけである。

だが seignorage は、「貨幣発行益」とも訳されるように、単なる実費手数料だけにはとどまらない。「国家 (the State) だけが鑄造しているかぎり、鑄造手数料のこの徴収にはなんらの制限もありえない。というのは、鑄貨の数量を制限することによって、それは考えられうるどんな価値にまでも引き上げられうるからである。」(ibid.) これは、マカロックの 1818 年 12 月 6 日付けの手紙（前出）における、「制限の原理にかんして、すこし拡大されるのがよろしかろうと思います」（VII/353、強調は原文）という勧告にしたがって、リカードが第二版で新たに 1 パラグラフを付け足して「数量制限の原理 (the principle of limitation of quantity)」（I/353）と命名したものである。マカロックはこの原理に着目して、『エディンバラ・レビュー』の 1818 年 12 月号に掲載した書評論文（前出）でもこれを取り上げ、彼独自の解釈を加えつつ紹介・敷衍している（[McCulloch] (1818), p.56-8、この書評論文については竹永 (2000), pp.171-4 も参照）。ひとつの国のなかで流通する貨幣の数量が無制限に制限されて、貨幣発行益が無制限に大きくなるということがありうるのは、貨幣を発行して流通させる権限が単独の機関に独占されていて、その機関が貨幣発行益をどこまでも増加させようとして行動する場合に限られる。またこの場合、貨幣発行益の増加に関与するものは、このような行動を取る当該機関（の関係者）以外にはいない。

もし、リカードの時代のイギリスにおいてそうであったように、BoE を含めて一般の地金の所有者が持ち込む地金を造幣局が（一定の手数料を徴収して）受動的に鑄貨に変え

るだけであれば、たとえ造幣局が王立であったとしても鑄貨の数量はだれかの意図にもとづいて制限も拡張もされることはなく、ただ自生的に定まるほかはなかったであろう。また、リカードは『原理』の執筆から数年前に地金論争に参加した当初より一貫して、鑄貨の自由鑄造と自由熔解そして地金の自由な輸出入を主張していたし、これらを禁止する当時の法律に実効性がないことを指摘していた。その場合には、貴金属鑄貨の価値は商品としての貴金属の価値にたえず接近する傾向を示すであろう、少なくとも前者が後者からどこまでも上方に（そしてまた下方にも）乖離して行くという上の引用文に述べられているようなことは起こりえないであろう。つまりリカードはここで、鑄貨の価値について実際に生じたことや生じる可能性のあることを述べているのではないのである。

実はこの数量制限の原理は、リカードが不換銀行券の価値の決定と変動を説明するための伏線だったのであり、文字通り貴金属鑄貨の価値が果てしなく上昇する可能性を示すものではない。まして、不換制度下で銀行券の数量が制限されてその価値が上がり続けるなどとは、彼の考えもしなかったことであろう。実際彼は先の引用文にすぐつづけて次のように言う。「紙券が流通するのはこの原理に基づくのである。紙券に込められる価値はその全体が鑄造手数料〔貨幣発行益〕と見なされうるであろう。それはまったく内在的価値をもたないが、しかし、その数量を制限することによって、交換におけるその価値は同じ呼称の鑄貨あるいはその鑄貨に含まれる地金と同じ大きさになる。」(ibid.) 紙券の場合、貴金属鑄貨とはことなつてその材料である紙自体の価値は実質的にゼロであるから、国家ないし銀行から発行される紙券の通貨としての価値（つまりそれが商品一般に対して持つ購買力）はその全体が鑄造手数料であるということになる。したがって、リカードによれば、紙券貨幣の全価値は数量制限の原理に負うものだけということになる(事実彼はそう言っている)。貴金属鑄貨の場合、数量制限のない状態（「鑄造された貨幣」の価値と「鑄造されていない金属片の価値」の一致）を基準にして制限の有無を言うことができる（しかし実際にこのような制限がありえたとはいえない⁽³⁾）。だがこれと同じ意味で紙幣について制限の基準となる数量制限のない状態（「紙幣となった紙」の価値と「ただの紙切れ」の価値の一致）、つまり、紙幣の価値がゼロになる状態（したがって紙幣が貨幣でなくなる状態）を考えることができるであろうか。あえてこのような状態を想像するとすれば、それは紙券の発行量が無限大となった場合であろう。しかし実際にそのようなことがあり

うるはずはない。

だとすれば紙券はいかなる数量で発行されていても「数量が制限」されており、したがって、紙券の発行には必ず「貨幣発行益」がともなうことになる。たとえ「制限」の度合いが低下して紙幣の額面あたりの価値が低下することはあっても、発行量が増えすぎて発行機関が損失をこうむるということは決してない。リカードの「数量制限の原理」は結局このことを明らかにすることに帰着するのではないだろうか。実際、彼は鑄貨の数量から議論を開始したが、今や主題は1797年以來のBoEによる不換紙幣の発行に移っている。「発券銀行の設立以來」、国家とならんで「発券銀行は通貨の全流通数量を増加させる同等の権能をもっており」(I/354)、通貨の価値は維持されない。だがリカードはここで彼の「数量制限の原理」にさらにもう一つの「ひねり」を加える。もし彼が先に述べていたように、紙券の通貨としての価値がすべて鑄造手数料であるとすれば、それは紙券の材料である紙の価値が事実上ゼロだからである。つまり「数量制限」による発行益を判断する基準は、紙幣の場合も鑄貨の場合と同じようにその物的媒体の価値とされていた。しかしこの基準は「無限のかなた」に位置しており、鑄貨の場合のように一定点に固定することができないので、紙券については制限の程度がより大きいかより小さいかという相対的な判断しかできないはずである。ところがリカードは発券銀行による紙幣の増発がその価値を低下させる事態の考察にいたると、その発行量が妥当であるかどうかを判定する新たな基準を設けて、この基準との照合によって発行量を調節することができるのであれば、正貨兌換は必ずしも必要ではないと説明する。

「これらの原理に基づけば、紙幣はその価値を安定化するために正貨で支払われるべき

(3) リカードは上の引用文にすぐつづけて紙券と同様にこの原理が鑄貨についても妥当することを「ブリテンの貨幣鑄造史」(ibid.)を引き合いに出しつつ主張している。周知のように王権はみずから鑄造した鑄貨の金属含有量(内在的価値)を引き下げてこれを従前の鑄貨と同じ額面価値を持つものとして流通に投じる改鑄(debasement)行為を繰り返し行った。しかしその結果生じたのは改鑄に続く物価の上昇であった。つまり含有金属量の少なくなった鑄貨を同じ額面で発行することはまさに「貨幣高権(seigniorage)」に基づいて可能であったとしても、それと同時に品位の下がった鑄貨に同じだけの購買力を維持することはできなかったのである。それでも購買力の低下にやや歯止めがかかったとすれば、それは、改鑄がなされるたびにそれ以前に発行された「内在的価値」のより高い鑄貨が流通から退出していつて、流通内に残留する鑄貨の「数量が制限された」からであろうが、これはリカードが主張する「数量制限」とはまったくことなる性質のものである。

だという必要はない、ということがわかるであろう。ただ、標準 (standard) として宣告されている金属の価値に応じてその数量が調整されるべきである、ということが必要なだけである。」(ibid.) 正貨支払いが必要ではないと言われているのであるから、ここでは当然不換紙幣制度が前提とされており、問題はそのもとでの通貨の価値をどのように調節するかである。そしてここで持ち出されるのが通貨の「標準」としての金であり、もし不換制下にある紙幣の発行数量が、この「標準」に照らして標準の価値と通貨の価値が一致するように調節されるのであれば、この調節をいわば自動的に行う仕組みである兌換は必要ではない⁽⁴⁾。そしてこのような数量の調整をとおして紙券の価値の「標準」との一致が維持されるならば、紙券の価値（商品一般に対する購買力）がこうむりうる変動は「標準」そのものの商品としての価値の変動の範囲内にとどまるであろう。あらゆる商品のなかでもっとも価値が安定しているとされる貨幣の標準としての金も、場合によっては価値変動をまぬかれないことがありうるからである（本稿第Ⅲ節第4項を参照）。「もし標準が一定の量目と品位をもつ金であるとすれば、紙券は、金の価値の下落のたびごとに、あるいは、その結果においては同じことであるが、財貨の価格の騰貴のたびごとに、増加しうるであろう。」(ibid.) リカードはこのように、鑄貨であれ紙券であれ通貨の価値が金（ないし銀）の商品としての価値によって規制され、この価値からの乖離が最小限度にとどまりうる貨幣制度を目指したのである。つまり、今や金がそのままの形で流通することはなくても、貨幣の価値にかんするかぎりあたかも商品としての金が他の諸商品と交換されるかのような『原理』第27章冒頭の状況がここで再現しているのである。こうして、「貨幣の価値と数量」の関係についてそこで述べられていたことがここでもふたたび妥当性を得ている。

「数量制限の原理」は、鑄貨の価値の増大から紙券の減価をへて紙券価値の調節の原理へと、その説明の対象も根拠も二転三転させられている。それはともかく、兌換の不要という主張を補強するかのように、リカードはスミスが『国富論』第二編第2章のなかで鑄

(4) リカードはこのようにして事実上、数年以上も前からみずから参加してきた地金論争における地金派の主張に関連する主題に接近して行くのであるが、しかし『原理』という抽象的な理論を体系的に展開した著作における論述では、当時の論争で争われていた（市場における地金価格の実勢とかその鑄造価格との乖離、正貨支払いか地金支払いかといった）具体的な問題への言及は極力抑制されており、主題は一般論としてあつかわれているように思われる。

貨兌換のための（鑄貨の材料そのものと鑄造・熔解の繰り返しとの双方に要する）膨大な経費について述べたパラグラフ（Smith (1976), p.302、邦訳、59-60 ページ）をここで引用している。

発券機関に対して兌換の義務が課されていないにもかかわらず放漫な発券（これ自体が発券機関に収益をもたらす）が抑制されて、発行量の調整が上のような基準にしたがって実施できれば、多大の経費や手間をとまなう兌換はなくても済むはずであるが、しかし現実にはこのような調整が行われることはなく、強制的な仕組みがなければ紙券価値の安定化を期すことはできない。リカードにとって兌換はいわばやむを得ない「必要悪」であった。第27章のはじめで貨幣を発行する機関とそれが徴収する鑄造手数料を導入してから続けてきた一連の議論の結論として、彼は次のように言う：「しかしながら、経験の示すところによれば、国家 (a State) にしろ銀行にしろ、それがかつて無制限な紙券発行権をもった場合には、いつでもその権利を濫用した。それゆえに、すべての国家 (all States) において、紙幣の発行は何らかの歯止めと統制のもとに置かれるべきである。そしてその目的のためには、紙幣の発行者に、その紙券に金貨または金地金のいずれかで支払いをする義務を負わせるのが、もっとも適当であると思われる。」(I/356) こうして紙券に対する支払い義務が必要なことは確定したが、しかしこの義務の履行は「金貨または金地金のいずれか」によるとされている。リカードはここでは、彼がすでに『原理』の前年の『提案』で強調していた地金支払いに固執する姿勢は見せていない。

初版ではこれに続くパラグラフから、それまでの通貨の価値の決定とその変動についての理論的分析に立脚して、リカードの構想する「理想的な」通貨制度の見取り図が簡単に描かれている。第二版で『提案』からの長い引用文が取り入れられるのはまさにこの論理的な分岐点においてである。初版で上に引用した文章に続くパラグラフの書き出し（「通貨は、それがすべて紙幣から、といっても、それがみずから代表すると称する金と等しい価値を有する紙幣からなるとき、そのもっとも完全な状態にある。」(I/361)）は『提案』からの引用文の冒頭の文章 (IV/66, I/356-7) に対応しており、引用文ではここからリカードの地金支払い「プラン」(IV/69, I/360) が4ページにわたって説明されている。そしてその直前の『原理』の本文で彼が「金貨または金地金のいずれか」と述べていたのが否定されて地金支払いに一本化されている。しかし『原理』の本文では、リカードは具体的な

内容と実行の予定を含意する「プラン」という言葉は使用していない。したがって『原理』初版にはその必要性が確言された兌換を具体的にどのように実施するののかについての説明はまったくなく、ただ、通貨の「もっとも完全な状態」について述べた上の引用文に続けて次のように記されているだけである：「金の代わりに紙を使用することは、もっとも安価な媒介物をもっとも高価な媒介物に置き換えることであり、そしてその国が、いかなる個人にも損失を与えないで、以前にこの目的のために使用していたすべての金を、原材料、道具、および食物と交換することを可能にする。こうして、紙幣の使用によって、その国の富と享楽品とはともに増加する。」(I/361)

『原理』第二版では『提案』からの長い引用文に直続する10行にも満たないこの短いパラグラフは、『提案』でかなりくわしく具体的に述べられていたことを極度に圧縮して抽象的な形に変えたものと解することができる。もちろんこれでも、実質的には地金支払いによる通貨価値の調節と紙券による鋳貨の置き換えといった、リカードの地金支払い案の基本点は実質的には含意されていると言えるであろう。しかしそれは、『提案』でリカードがすでに述べていたことを前提として言えることであって、その内容（とりわけ前半部分）が『原理』初版の刊行時にはすでに多くの読者の記憶にはなかったであろうことを考えると、彼が『原理』で兌換の方法とその結果についてどのような見通しを持っていたのか読者にはほとんど伝わらなかったのではないだろうか。第二版でマカロックの勧めにしがって『提案』からの長い引用文を挿入したのは、いったん極度に圧縮したその内容をふたたび元に戻したのと同じようなことであろう。

だが、『原理』初版で兌換の必要を確言したパラグラフ(I/356)に続く、リカードの構想する「理想的な」通貨制度の見取り図の描写は、この短いパラグラフだけで終わるのではない。彼はそれに続くパラグラフから、紙幣の発行者を民間機関である「銀行」（これがBoEを意味していることは文脈から明白であるが名指しはされていない）とすべきか「政府」（ないし国家）とすべきかという問題を提起し、後者とすべきことの理由とそれを実行するための方策を簡単に示す。「国民的見地からすれば、この十分に調整された紙幣の発行者が政府であろうと、それとも一銀行であろうと、それはすこしも重要ではない。それが前者によって発行されようと、それとも後者によって発行されようと、全体として見れば、それは等しく富を生産するであろう。しかし、個々人の利益にかんしては、そうは

ゆかない。市場利子率が7%であり、そして国家がある特定の経費のために年間7万ポンドを必要としている国では、その国の個人にとっては、彼らがこの年額7万ポンドを支払うために課税されなければならないか、それとも課税されずにこれを調達しうるかは、重要な問題である。」(I/361)直前のパラグラフで、紙券通貨の価値をもっとも経済的に安定化させる方策を手短かに説明（だが『原理』第二版では『提案』からの引用文を挿入することによって「プラン」として明確に説明）してから、それとのつながりにおいてリカードはこのような問題提起を行っているのである。ここで述べられている国家が調達しなければならない多額の経費とは、直前まで長いあいだ続いていたフランスとの戦争のために実際にイギリス政府がBoEからの借入れによって調達していた戦費を指していることは明らかである。また、こうした多額の借入れにともなう利子支払いがBoEに莫大な利益をもたらし、そのために一般国民が租税支払いのかたちで負担をこうむっていた、という戦時中の経験が念頭に置かれていることも明らかである。こういう事態を背景として発券機関を国家ないし政府のもとに置くべきだ（「一般社会は、発行機関が商人または銀行家の会社ではなく国家であることを直接の利益とする」(I/362)）というのが、まさに『提案』の最後でリカードが主張していたことであった。

しかし、国民のこうむる税負担から利益を得ているのがBoEであるということも、BoEが国家から交付されている特許状(the Bank Charter)によってなお長期間にわたりその存続を保障されており発券機関を交替させる可能性が当面はないことも、『原理』のこの箇所では、いっさい触れられていない。とはいえ、ここにはリカードが『原理』の執筆に先立つ1-2年前前から続けてきた（本稿第Ⅲ節第2項参照）BoEそのものの存立の是非まで射程に入れた貨幣制度改革をめぐる思考が背後に存在しているように思われる。発券機関を政府のもとに置くことに対する次のような仮定上の反対論は、実はリカード自身が1814年12月24日付けでセーに宛てた手紙（前出）でセーの提案に反対して述べていたことである。「しかしながら、危険は、この権能が銀行業を営む会社の手中にあるよりも、政府の手中にある場合の方が濫用されやすい、ということである。会社は法律の統制をより多く受けるので、たとえ紙幣の発行を分別の限界をこえて拡張することがその利益であるとしても、それは個人がもっている地金または正貨の請求権によって制限され歯止めをかけられるであろう、と言われる。政府が紙幣発行の特権を持つ場合

には、この歯止めは長くは尊重されないであろうし、政府は将来の安固よりもむしろ現在の便利の方を重視しがちであり、またそれゆえに、便宜という理由を持ち出して、その発行額を統制してきた歯止めを取り除こうとする気になりすぎる可能性がある、と論ぜられる。」(ibid.) だがリカードは『提案』執筆準備の過程で BoE の経営実態をつぶさに知るにおよんで、このような懸念を払拭して BoE に代えて国家のもとに置かれた発券機関を構想するにいたる。それと同時に、この新しい発券機関が BoE と同様の悪弊に陥らないための制度的な工夫（発券側と借入れ側——その中心は政府諸部局の長である「大臣たち」——のなれ合いと癒着の防止）を提案する。こうして示される BoE に代替する発券機関の構想も、1815 年 9 月 10 日付けのマルサス宛の手紙や『提案』の最後のページですでに示されていたものと変わらない。「啓発された立法府をもつ自由な国では、紙幣発行権は、その所持人の意思に応じて兌換するという必要な歯止めがあれば、その特別な目的のために任命された委員 (commissioners) の手にゆだねても安全であり、また彼らは大臣たちの統制からまったく独立させられうるであろう。」(ibid.) 紙券発行を担当するこれらの委員たちは議会によって任命され「議会にたいしてだけ責任をもつ」(I/362-3)。

『提案』からの長い引用文のあとでリカードが論じていることは、彼がおよそ 1 年前に執筆したと思われる『提案』の最後のページで素描された国家による紙券発行という考えの再表明にほかならない。これを『提案』からの引用文とつなげて読めば、リカードの地金支払いプランはのちに「国立銀行設立プラン」と呼ばれることになるものに連続的に延長される性格のものであったということが、『原理』初版以上にはっきりと理解されるであろう。ただし、彼が『原理』のこの箇所ですそうとしているのは「プラン」ではなく、「もっとも完全な状態」にある通貨の一般的なあり方であるにすぎない。それゆえに、これを実際に実現するための具体的な方策の細目に立ち入ることはそこでの課題ではなかったのである。

2. 兌換再開法案準備のための秘密委員会での証言と地金支払いプラン

1815 年末のパリ条約によってフランスとの戦争が最終的に終結してフランス軍の侵攻の脅威が消えると、イギリス政府は大量の戦費調達が必要がなくなった。こうして反地金派が 1811 年 5 月に兌換の再開に反対した主要な根拠もまた消滅した。リカードの『提案』

は、1797年の銀行制限法を廃止して兌換を再開しようというこの時期の機運の高まりのなかで、兌換の再開をどのように実施すべきかの提案として執筆・刊行された。当初から時限立法として制定されていたこの法律はこのときもなお議会による延長措置により有効であったが、兌換の実施を禁じていたわけではなく BoE は金準備の状況に応じて、対象とする銀行券を一定の時期以前のものに限定するという部分的な兌換のころみを開始した。最初の試行は 1816 年 12 月になされたが、このときには地金の市場価格が鑄造価格を下まわっており銀行券を現金に兌換することがかえって損失になるため、兌換の申し込みはほとんどなかった。翌 17 年に入ってもこのような布告が繰り返されたが状況は変わらなかった。こうして、兌換が実施されないままに BoE の正貨保有量は 1200 万ポンド近くにまで拡大していった。その後地金価格が 2-3% 鑄造価格を上回っていたにもかかわらず、同年 9 月に BoE が再度同様の限定的な兌換の受付を告示したところ今度は大量の兌換請求が生じた。これはもちろん兌換によって得られた鑄貨を融解して輸出すれば利益が得られるからであった（以上は Cannan (1919), p.xxxi による）。このため BoE の金準備は急激に減少していった。こういう状況を見た大蔵大臣のヴァンシタートは、兌換の再開を望んでその機をうかがっていたにもかかわらず、1818 年 5 月には銀行制限をさらに延長する法案を提出せざるを得なかった。そしてその後もなお地金の高価格と金準備の低下が続いていった。しかし、1919 年の議会会期のはじめに彼がなおこれ以上の延長の可否を検討する委員会を議会に設置する動議を提出すると、2 月初旬に上下両院にそのための委員会が設置された（スラッフア「現金支払い再開にかんする証言の解題」、in Ricardo (1952a), V/350）。このとき、前年に制定された兌換再開延長法によって延長の期限は 1819 年 7 月 5 日までと定められていた (ibid.) ので、両院に設置された委員会はこの期限内での何らかの決着をめざして活動を開始した。

ミルの強い勧めと背後での活動の成果もあってリカードが下院に議席を得たのはちょうどこの時期であった（2 月 26 日）。彼はこの議会入りを、自分自身の議会内での活動をつうじて、長年あたためていた「プラン」にしたがって兌換の再開を実現させる好機と捉えたに違いない。ちょうど著者のこの議会入りとタイミングを合わせたかのように、「プラン」の主要部分を取り入れた『原理』の第二版（本稿前項参照）が翌 27 日に刊行された。また、マカロックが前年の 12 月に好意的な書評を『エディンバラ・レビュー』

に掲載したことによって「忘却から救い出して」(1819年4月7日付けのマカロック宛ての手紙(前出)、VIII/20) くれた『提案』も、同年3月に約3年ぶりの第三版が刊行された。リカードの主張を広く(とりわけ議会内で)知らせ、また経済学者および貨幣理論家としての彼の名声と評価を高めるのに役だったと思われる出来事が短期間に重なり、「新米」議員としての彼の議会内での立場は強化されたと思われる。彼は議員としてはじめて登院した翌々日にトラワに宛てた手紙のなかで、次のように議会内の雰囲気報告している：「わが国の通貨および為替の状態にかんする究明は両院できわめて上首尾にすすんでいます。私は両院の委員会の何人かと多くの会話を交わしました——グレンヴィル卿、ランズダウン侯、キング卿、ハスキソン氏、F・ルイス氏、グレンフェル氏その他です。すべての人がこの問題にかんしてきわめて完全な知識をもっていて、この問題にかんする公衆の理解の進歩はみんなが認めていました。BoEの理事たちですら改善されてきました。が他のすべての人たちにくらべるとはるかに遅れています。私はわが国の通貨を満足な状態におく方策がとられるものと確信しています。私は委員会の審問をうけることになろうという話です。」(VIII/19) リカードが議会で年来友好的な関係にあった議員たちからさっそく好意的に迎えられた様子が伝わってくる。また、彼の意見がこれらの同僚議員たちに知られ一定の支持を得ていたことも文面から読み取ることができる。こういう空気のなかで彼は「わが国の通貨を満足な状態におく方策」つまり彼の「プラン」がまもなく議会で採用されるであろうという確信をいただいた。彼自身はすでに設置されていた委員会のメンバーではなかったものの、翌月に委員会で証言を行うことは彼が議員になったときには決定されていたのであろう。この両院での委員会証言がリカードの議員としての最初の活動となった。

リカードに対する委員会の証人審問は下院では3月4日と19日の2日間、上院では同24日と26日の2日間と、合計4日間にわたって実施された。どちらの委員会の審問も「現金支払い(cash payment)の再開」の是非を調査することを趣旨として掲げている(V/371, 416)。1810年の「地金報告」やそれを巡る議会内外での論争でも同様であったが、この当時は地金派も(BoEの当局者たちを含む)反地金派もおしなべて、兌換の再開とはその停止以前と同じように現金(鑄貨)との銀行券の交換を再開することと理解していた。この意味ではリカードの地金支払いプランの基本点がどれだけ理解されて

いたかには疑問が残る。上に引用した手紙では同僚議員たちの彼の理論に対する好意的な評価と理解について述べられているが、彼らはリカードの理論と提案を彼ら自身の貨幣観に合わせて受け取っていただけなのかもしれない。しかし他方では、この時期に相次いで刊行されたリカードの重要著作やそれについての書評⁽⁵⁾によって、彼の理論や提案が委員会での証人審問とそれにつづく審議に大きな影響を与えていたことも事実である。すべての証言日程を終えたあとの4月7日付けのマカロック宛の手紙（前出）でリカードは彼に次のように謝意を述べている：「ご論文 [1818年12月の書評] はたしかに両院の委員会の多くの委員にもっとも有益な知識を提供するものでした。[・・・] 両院の委員会はこのプランかその修正案を採択した場合に生じそうな諸結果についての研究を、審理の主要な題目のひとつとしており、ピール氏 [下院の委員会の委員長] の演説や、またキャニング氏やランズダウン侯の演説から推して、両委員会の報告書のなかにこのプランがたとえ永続的な方策としてではなくても、一時的なそれとして推奨されることはほとんど疑いを容れません。」(VIII/20) 上下両院の委員会はこの手紙の2日前の4月5日に第一次報告書を議会に提出しており、リカードがここで述べていることはこの報告書の内容を踏まえているものと思われる（なお、この両院の第一次報告書は、BoEが1817年9月からすでに実施していた部分的な銀行券の兌換を禁止するように、議会に対して勧告していた。）。ここでは、先に引用した2月28日付けのトラワ宛の手紙でのように、彼はプランが議会で受け入れられるであろうという見通しを一般的に述べるのではなく、より具体的にプランに一定の修正が加えられしかもプランが一時的な方策として推奨されると報告している。

リカードに対する両院での審問と彼の証言は、全体としては彼の著作から「もっとも有益な知識」を吸収した委員たちとその著者とのあいだの一種の教理問答のようなところがある。リカードの理論をすでに知っている委員たちがあらかじめ回答を予想して質問をしたり、彼から肯定的な回答を引き出すための誘導尋問と思われるような質問をしたりするケースが一再ならず見られる。委員たちからするどい質問を浴びせられて証言者が窮して

(5) マカロックは『原理』初版についての書評を1818年8月に出た『エディンバラ・レビュー』の同年6月号に掲載していた。この書評によって初版の残部払底が加速され、リカードはわずか3か月後の11月には版元のマリから第二版の準備を要請された。そして第二版はタイミング良く翌年2月27日に刊行された（『原理』への「編者序文」、I/1）。

いるような場面はほとんどない。しかしそれでも、合計4日間にわたる300項目近くの質問と回答をつうじて、リカードが彼の頭のなかで考えていたプランを実際の実施にむけた公的な場での討論に付したときに生じうるいくつかの問題を、証言の記録のうちに見ることができるようと思われる。以下、これらの問題のうち本稿とのかかわりが大きいと思われるものについて簡単に見て行くことにしたい。ただし、それぞれの質問と回答がどの日の審問におけるものであったかはいちいち示さない、また、問題の性質に応じて関連した項目を日付や質問番号とはかかわりなくアトランダムに取り上げていく。

鑄貨ではなく地金によって銀行券に支払いをすること、しかも一定金額以上の銀行券に対してだけこの支払いに応じること、これが地金支払いプランの要点であった。前者がもちうる利点についての質問に対してリカードは次のように回答している：「第一に、それは銀行に、いまロンドンと地方に流通している小額紙券をすべて置きかえるのに必要な金の量を供給するのをまぬかれさせるでしょう。第二に、それは銀行のために、それゆえ国民のために、小額券全体の額に等しい資本が生むであろうすべての利益を得させるでしょう。」(V/422) 地金支払い方式のもっとも重要な利点および目的は、銀行制限期になってからはじめて拡大した小額紙幣の流通をそのまま維持し、ふたたび鑄貨を流通させないようにすることである。「私のプランの目的は、金貨が流通のなかにまったくないことによって、もっとも完全にとげられるでしょう。」(V/424) リカード本人にとっては、鑄貨の代わりに紙券を使用することは高価な貨幣材料を節約すると言う意味でも、また、紙幣には多数の鑄貨をあつかうときのような不便はともなわないと言う意味でも、紙幣流通の利点は明白であった。にもかかわらず、小額紙幣をもって鑄貨に代えることができるかどうかは定かではなく、それは「まったく公衆が金属流通を好むかどうかによって左右されるに違いありません。」(V423) リカードとしては、多くの人々が長いあいだに身につけていた貨幣使用における「不合理な」習慣は自分の理解を越えるものであり、その利点があたかも「数学的に証明された」かのように彼には思えたプランを実行に移すためには、こうした「偏見」と闘うほかなかった。「委員会は公衆の偏見と、またおそらく鑄貨に愛着する彼ら自身の先入主とも闘わねばならなかったのです。」(両院委員会の第二次の最終報告書が提出された直後の5月8日付けのマカロック宛の手紙、VIII/27) 鑄貨への愛着は市井の人々だけでなく貨幣制度について審議している議会委員会のなかにまで深く浸透していた。だ

がリカードのプランにはこのような点についての考慮はまったくなかった。やがてこのことがプランの実施を妨げる重大な障害として彼の前にたちはだかってくる⁽⁶⁾（後述）。

さて、地金支払いプランのもう一つの要点は支払い金額に最低限を設定することであった。「あなたのおっしゃっていることは、銀行はそれぞれの銀行券に対して要求がありしだい銀行の選択で铸貨または地金で支払いをするよう義務づけられるべきだということなのではないでしょうか、それとも、一定の金額の紙幣にこの義務を制限しようとするのでしょうか、またいくらの額に制限されるのでしょうか」（V/422）という、明らかに一定の回答を予見したような質問に対して、リカードは次のように応える：「私は銀行側の義務を 50 ポンド、60 ポンドまたは 100 ポンドの価値の銀行券に、または合計してこのような額に達する一定数の小額紙幣に限る〔本誌前号 3 ページ注(1)を参照〕でしょう。私が念頭に置いている目的は、通貨の価値をその数量を有効に管理することによって調節することです。額が小さすぎないのであれば、私の述べた額のどれというわけではありません。」(ibid.) 銀行券に対する支払いを铸貨ではなく地金でおこなうのは、铸貨の流通とそのための BoE の金庫への兌換準備としての铸貨の大量の蓄積との双方を回避して、通貨の価値の安定化を経済的に達成するためであった。経済合理的に振る舞うと想定される紙幣の保有者が発券銀行に法定铸造価格での紙幣の金との交換を要求するのは、次の二つの理由のいずれかによる。ひとつは、紙幣が減価して地金の市場価格が铸造価格を上回っているために、市場で銀行券をもって地金を購入するよりは銀行窓口で地金または铸貨の形態で金を得る方が有利であることであり、もうひとつは、こうして得た金を市場で販売すれば市場価格と铸造価格の価格差を収益として取得することができるということである。だが実際には、地金の入手を必要とするときに誰もが銀行窓口に押しかけるとすれば市場での金の取引は行われなくなり、想定したような裁定取引は不可能となるであろう。また、銀行券とひきかえに铸貨が得られたとしても、これがそのまま国内で通貨として使用されること

(6) ボナーは Bonar (1923) の結びの部分で、彼のいうインゴット・プランの挫折を念頭におきながら、銀行制限期末期のイギリスと金本位制の再建に向けて動いていた第一次大戦後のイギリスを対比しつつ、次のように述べている：「大きな集団をなすイギリスの人々は 100 年前よりも経済的にもっと物分かりがよくなっている。そして今度は、金貨に対する彼らの好みと高価な通貨とから彼らが実際に乳離れしていることを実証するであろう。」(ibid., p.300)

はありえず、それはより高い価格のつく地金に（法律を犯して）熔解されるであろう。しかし実際にはこの地金を国内で有利な取引に使う（市場で販売するかあるいは通貨としては使用する）ことはできないので、より有利な条件で（外貨を含む）商品を購入することのできる外国に送られる（輸出される）であろう。

つまり、銀行券に対する支払いが鋳貨でなされようと地金でなされようと、銀行から得られた金はすべて地金の形態に還元されて海外との取引に使用されると考えなければならぬ。もちろん金の一部は加工産業用の原材料としても使用されるが、この場合にもやはりいったんは地金の形態に還元されると考えられる。こうして、「たんなる気まぐれ」や「偏見」にもとづいて紙幣と交換に貴金属貨幣を手に入れようとするのでないかぎり、鋳貨による兌換は無意味だということになる。紙券が減価しているときにたとえ鋳貨が支払われたとしても（このときにしかそれは銀行窓口に戻ってこない）、地金に熔解されるだけであろう。あるいは人々がこの違法行為に対する処罰を恐れるなら兌換請求は止むであろう。それはともかく、通貨減価のもとで実際に発生する地金に対する需要は、加工用の金をのぞけばすべて海外との取引に関連するものである。リカードは議会証言のなかで次のように述べている：「わが国の地金取引はすべてわが外国貿易に、またわが国自身の製造業のための用途に、限られるでしょう。これが現時点でのわが国の地金取引の額です。」(V/415)つまりこの二つの目的以外に地金が取引されることはないということである。

そしてこの需要を充足すること（つまり BoE が銀行券に対して地金で支払いをすること）は同時に過剰に発行された通貨を回収することでもあり、したがって、通貨の減価を解消してその価値を安定させることである。こうした地金の需要はすべて大口取引に従事する貿易業者から発生するものであり、その額も家計の所得支出に必要な金額とはかけ離れた大きさのものに限られる。リカードが地金支払いに一定のかなり高額な最低限を設定するのは、支払い対象を産業（商業）流通用の貨幣に限定して銀行窓口での小額取引を排除するためだったのである。

さて、地金支払いプランの大綱が法案に盛り込まれて実施に移されるとなると、それをいつから実施するのか、また地金価格がなお鋳造価格を上回っている状況のなかで開始時点での支払い価格をどう設定するのか、という実際上の問題が生じる。リカードは『提案』で提示したプランにおいては、数か月というごく近い将来に鋳造価格をもって地金支払い

を開始するという立場をとっていた。またこのプランに基づいて行われた議会証言においても、上院委員会の初日の最初の質問でこの点について意見を求められたときには彼は同様の立場を表明している (cf. V/416-7)。そして、銀行制限法の延長期限である同年7月5日 (つまり3-4か月先) からの支払い再開が可能であるが、地金の実勢価格が鑄造価格を「4%」ほど上回っているので、支払い再開にともなう紙券総額の「4%」の縮小によって商品価格が「4%」ほど下落するという「少々の不都合をとまなわざるをえない」(V/416)、と言っている。ところが二日目の審問の最初に委員のひとりが次のような質問をした：「この制度を鑄造価格での銀行券の地金支払いによって開始するよう銀行に要求するほうがより有利であるというご意見ですか、あるいは、小刻みの尺度 (a graduated Scale) の採用によって、最初は同行は現在の市場価格で支払い、価格が鑄造価格に下がるまで、決められた時期に順次引き下げられる価格で支払うことによって、この案は実行しやすくなるであろう、というご意見ですか。」(V/439) これに対してももちろんリカードは後者と答えている。この質問者があらかじめリカードの意見を知った上で予期された回答を引き出そうとしていることは明らかである。

実はリカードは、地金価格を段階的に引き下げるというこのような方式を、8年以上も前の1811年12月11日にティアニーに宛てた手紙の中で提案していた (本稿第Ⅲ節第1項参照)。だがその後彼は書簡においても印刷物においても一度もこのアイデアに触れたことはなかった。もし口頭でも触れることがなかったとすれば、この質問が出されるときまでにこうしたアイデアを知っていたのは (覚えていたとすれば) リカードとティアニーの二人だけだったはずである。上の質問に対してリカードはほとんどオウム返しの返答をしてから次のように述べている：「私にとってもっとも重要な考慮すべき点は、地金とくらべて通貨が現在の減価率以下に減価するのを防ぐことで、小刻みの尺度を採用することによってその点に対しては完全な保証がえられるでしょう。」(ibid.) 銀行券の減価を解消して地金の市場価格と鑄造価格を一致させるよりも、まずこれ以上の減価の進行を防ぐことが先決であるというこの主張は、まさに彼が何年も前にティアニーに宛てた手紙でも彼のアイデアを説明するにあたって最初に述べていたこと (cf. VI/68) であり、リカードと質問者 (双方が質問と回答について事前に了解していたことは間違いないと思われる) が、ティアニー宛の手紙とは無関係にこのような問答を新たに思いついたとは考えにくい。し

かしティアニーはリカードと同じく下院議員だったので、上院委員会で上のような質問をしたのは彼ではないはずである。だとすると、上院の委員会のなかの誰かがリカードと（おそらくティアニーも含めて）事前の打ち合わせを行って、上記のような問答を仕組んだのではないかと推測される。これはやや極端な例であるが、現金支払いの再開をめぐる1819年3月の上下両院の委員会でのリカードの審問には同様のやりとりが他にいくつも見られる。それはともかく、このリカードのアイデアは二か月後に採択されることになる法案に取り入れられて、最初に構想されてから8年あまりの時を経て復活した。

1819年2月時点でのBoEの金準備は420万ポンドでありこれに対して銀行券の流通量は2510万ポンドであったとされる（Feavearyear (1963), p.229、邦訳244ページ）。リカードによれば、1797年2月の現金支払いの停止に先行する時期には「400万〔ポンド〕がBoEが十分な現金と考えていたおよその額であった。」(IV/99)1790年以後兌換停止にいたるまでのあいだ、イングランド銀行券の流通総額はおよそ1000万ポンドのレベルに安定していたし、現金準備高は1795年までは同行が「安全水準」と考えていた400万ポンドを大きく上回っていた（ただしこの間に約800万から約500万まで徐々に低下）。96年に入ってから発券総量には大きな変化はなかったが準備高が200万台に落ち込み、兌換停止が実施された97年2月には最低額の110万まで低下した⁽⁷⁾（以上はFeavearyear (1963), p. 227-8、邦訳242-3ページの表による）。これらの数字から計算すると、BoEにとっての安全な準備率の下限はおよそ40%であり、これが10%程度まで下落したときに兌換を停止した、ということになる。ところが、反対に兌換再開が日程に上りつつあったこの時期の準備率は、上の数字から計算すると20%にも満たなかったことが分かる。これは同行の考える安全水準よりもむしろ兌換停止に踏み切ったときの水準に近い。このままで兌換の再開が可能だとは、BoEの当局者たちにはとても考えられなかったであろう。しかしこのときはBoEには兌換義務はなかったのであるから、極端に言えば金準備は必要なかったのであるが、にもかかわらず発券量を拡大させつつも低

(7) しかしリカードはこれでも、「もしその時BoEがひきつづき現金支払いをしていたとすれば、同行の鑄貨が枯渇してしまうよりも前に、おそらくパニックは静まっていたであろう」(IV/68)として、兌換停止は本当は必要なかったのであってこの措置は誤りであった、と主張する（本稿第IV節第2項参照）。

水準とはいえ一定の金準備を維持していたのは、いつかは必ずやってくる兌換再開にそなえておくためであった。そしてその兌換再開が具体的に日程にのぼり始めると、BoEの理事たちは「それにそなえて铸貨を準備しなければならないという考えに当面して」、「言うに言われぬほどの」狼狽にとらわれた（4月7日付けのマカロック宛の手紙（前出）、VIII/20-1）のである。

こうして、リカードのプランの大綱が法律に取り入れられて実施に移されたとき、BoEが——法律の力では制止することのできない——どのような行動に出るかが委員会の審問においても話題とならざるを得なかった。ここでも質問者たちは回答をするリカードと実質上同じ意見をもって、彼から肯定的な回答あるいはせいぜい質問内容に対する補足だけを引き出そうとしているかのようである。BoEのありうる対応に対する懸念は上に挙げた数字からも明らかのように、兌換再開にそなえた銀行券の過度の収縮およびその反対に金準備の過度の集積である。いずれもことなった経路をつうじて、リカードが「少々の不都合」（V/416）と形容していた4%程度をはるかに上回る大幅な物価の下落をもたらすことが予想された。

第一点について。質問：「もし銀行が同行自身の安全のために、現在と次の7月のあいだに300万にのぼる銀行券をさらに減少させるのが適当と考えるならば、これは商品の価格に対してどんな影響をもつでしょうか。」回答：「地金の価格に対して、通貨に対して、商品の価格に対して、地金を铸造価格まで下げるのに必要であるより大きな影響が生み出されるだろうと考えます。地金と商品のどちらもたぶん8%ないし10%下がるかもしれません。もし造幣局が開かれていて、または銀行が3ポンド17シリング6ペンスで地金を買う義務を負わされるなら、こういう低下は起こらないでしょう。そのときには銀行は通貨を300万減らすことはできないでしょう。」（V/452-3）この質問はこののちのBoEの行動を予見しているかのようであり、リカードの回答はそれがもたらす結果をあたかも見越しているかのようである。8%から10%という数字は300万ポンドという額がこのときの銀行券流通総額に占める割合に対応している。ほぼこれに等しい物価の下落はこの年の7月までには起きなかったにしても、2年後の物価の動きとなって現実化した。このような過剰な通貨価値の上昇を防ぐための装置は、造幣局での自由铸造（铸貨の新規発行）と铸造価格をやや下まわる価格での地金の買い取り（紙券の新規発行）として、プラン

にもすでに含まれていた。リカードはこの買い取り価格を3ポンド17シリング6ペンスとしているが、これは鑄造価格を4ペンス半（率にしておよそ0.5%）下まわる値であり、この措置が実施されれば通貨の価値はこの程度を越えて上昇することはないはずであった。

第二点について。質問：「銀行は、事前に金のかかなりの買い入れを行わなくては、同行が現在の市場価格にしたがって、指定された時期にその銀行券を地金で支払うことに安全にたずさわることができると思えないと仮定すると、こういう買い入れは地金の価格を引き上げる傾向を持たないでしょうか。」回答：「そういう傾向を持つだろうと思います。しかし私はこの[BoEの]申し立てを認めません。なぜならそれは金の大量の買い入れはまったく不必要だという通貨の真の原理の知識のうえに立っていない、と考えるからです。」(V/453) ここでも先の質問と同様、すでにこの時点で兌換再開法が通過したのちの懸念すべき事態が予感されているように思われる。リカードは「通貨の真の原理についての無知」というBoEに対する彼のいつもの非難をもちだして、このような「大量の金の購入」行動を断固しりぞけようとする。しかし彼の方でこれを実際に防ぐことはできなかった。

1819年5月からの事態の推移はリカードの理論的そして政治的な勝利であるように見えたが、やがて時の経過とともに上に見た彼の議会証言に含まれるいくつかの懸念が現実のものとなり、彼は残る4年あまりの生涯をつうじて苦闘を強いられることになった。

VI 兌換再開の決定（ピール法案の採決）とその後の経過

1. 「偏見と誤謬に対する科学と真理の凱旋」

正貨兌換の再開を検討する下院の委員会の議長であったピールは、証人審問ののちの4月5日に第一次報告を下院に提出し、そこでの審議を経たのちの5月6日に第二次の最終報告を提出した。この報告書はリカードのプランに若干の修正をほどこした上で大綱ではそれを採用していた。ピールはこの報告書に基づいて兌換再開法案を同月24日に議会に出した。この日にリカードは法案の採択をもとめる演説を行ったが、それは兌換再開法の成立に大きな役割を演じた、それはまた彼が議員になってから最初の重要な演説でもあった。そしてその翌々日の同26日に法案は議会を通過して、同年7月2日に国王ジョージ三世による裁可（Royal Assent）を受けた。こうして同法は翌1820年2月1日をもって施行されることとなった。兌換再開法（ピール法）の大綱は次のとおりであった（cf.

V/7-8. また成立した法律の条文は Bonar (1923), pp. 301-3 に掲載されている)。

地金による銀行券の支払いは 20 年 2 月 1 日から 23 年 4 月 30 日までの 3 年 3 か月間の暫定的な方策とし、同 5 月 1 日からは鑄貨兌換が義務付けられる。しかも、地金支払いは 4 ポンド 1 シリングつまり鑄造価格を 4% 上回る (1819 年 3 月の) 地金の実勢価格をもって開始し、同年 10 月 1 日からは 3 ポンド 19 シリング 6 ペンスつまり鑄造価格を 2% 上回る水準までこれを引き下げ、さらに 21 年 5 月 1 日からは法定鑄造価格での地金支払いを開始する (上院での証人審問の質問と回答第 78 号を参照。V/439-40)。ここに定められた範囲内で BoE は地金価格を引き下げる期日と幅を裁量的に調節することができるが、価格は必ず下方に動かさなければならず反対方向への変更は許されない (同第 79 号を参照。V/440)。これらのことなる価格での支払いは、60 オンス (約 240 ポンド相当) の鑄塊または延べ棒に成型した地金をもって行う。すなわち、地金支払いは地金 60 オンス相当の額の銀行券に対してのみなされ、また 60 オンスを単位として実施される。またその一年後の 22 年 5 月 1 日からは BoE は支払いを地金と鑄貨のいずれでもできるようになる。そしてさらにその 1 年後の 23 年 5 月 1 日からは地金支払いは廃止され BoE は鑄貨による兌換を義務づけられることとなる。こうして鑄貨を入手したものはそれを自由に熔解して輸出してもよいとされた。この措置は、商品としての地金が、一国の通貨の価値の標準として通貨の価値の安定化に寄与するために不可欠であった。

以上のようにリカードの地金支払いプランは恒久的な制度としてではなく、本格的な (つまり正貨による) 兌換の再開を準備するための暫定的な措置として法律に取り入れられたにすぎなかった。もちろんこれでも彼は満足し、自分のプランがたとえ数年でも実施されればその利点が広く世の中に認められ、やがては恒久的な制度として採用されるであろうという希望を捨ててはいなかった⁽⁸⁾ (同年 4 月 7 日付けのマカロック宛の手紙 (前出)、VIII/20)。しかし上に 2 点について示したように、前項で検討した 3 月中の証人審問で

(8) しかし、リカードは地金支払いプランを『高価』第四版の「付録」ではじめておおよけにしたときにも、このプランは兌換再開のための暫定的な措置でしかないとしていた (cf. III/125)。このように「遠慮した」形で提案したのは、リカード本人が地金支払いプランのようなものはきわめて新奇なものと受け取られると考えていたからであろうか。だがこうした受け止められ方は 1819 年になっても変わっていなかったようである。

カード（ないし質問者自身）が提起した地金支払いの具体的な実施方法が法案に採用されている。だが上に示された実施の手順は、通貨の減価を解消して標準である金との等価性を回復することを目的としているものの、反対方向の通貨価値の不安定性に対する配慮が含まれていない（これはリカードが1811年12月にティアニーに宛てた手紙でも同様であった。本稿第Ⅲ節第1項の最後を参照）。リカードのプランではいつも、通貨発行量が縮小しすぎて通貨の価値が標準の価値を上回り、地金価格が鋳造価格を下回ったときには、BoEは地金（ないし鋳貨）を鋳造価格をやや下回る価格で買い取ることとされていた（本稿第Ⅱ節第3項と第Ⅳ節第2項を参照）。彼は法案採択の2日後の5月28日付けでトラワに宛てた手紙で、そのほとんど手放しの喜びを次のように伝えている：「私は科学と真理の偏見と誤謬に対する凱旋 (the triumph of science, and truth, over prejudice, and error) に日々喜びを味わっています。新聞でご覧になるでしょうが、議会はついにわが国が健全な通貨に復帰すべきことを決定しました。BoEの理事たちの論拠薄弱な抵抗は、たやすく克服されました。」(VIII/31. また翌年1月11日付けのセー宛の手紙も参照、VIII/150) しかし同時に、「3ポンド17シリング6ペンスで金が提供されるときはいつでも、その価格で金を買い入れる義務をBoEに負わず方策を委員会 [したがって議会] が採用しなかったことは残念です」(VIII/32)、と付け加えている。リカード本人はこの点の欠落に法案の採択時から気づいていたが、委員会のメンバーたちはおそらく過剰に発行されている通貨を縮小させるという緊急の課題に注意を奪われて、通貨の過剰な縮小の危険性をさしあたっては考慮に入れる必要性を感じていなかったのであろう。しかしこの点が法案に取り入れられてそのメカニズムがうまく作動していれば、法案成立からのちの数年にイギリスの通貨がたどった経過は、現実にそうであったのとはかなりことになっていたのではないかと思われる。

それはともかく、上のトラワ宛ての手紙のなかでリカードは24日の下院ではじめての大演説についても、「私は勇気をだして論戦の陣頭にたち、それが十分にむくいられて下院の支持を得たので、ひどい恐怖も狼狽も感じないで演説をやりとげることができました」(VIII/31)、と報告している。事実この日の彼の演説は大成功であったようであり、その場に居合わせたマレット (John Lewis Mallet. 彼が付けていた日記は議会の様子を再現するものとして『全集』第V巻にしばしば引用されている) は彼の日記に次のように記して

いる：「その夜の一番の見ものはリカードであった。彼は下院に占める薄弱な地位、そのユダヤ人的名前およびかん高い声にもかかわらず、最大の注目をあつめ、演説のあいだ中喝采された。」(V/17, editor's note 2)

演説の始めのほうに出てくる「困難なのは、通貨の価値を3%引き上げることだけであった。」(V/10)という文章について、編者のスラッファは次のような注釈を加えている：「3月4日に下院委員会へは、リカードは数字を5ないし6%と報告し[V/385]、3月24日に上院委員会へは4%[V/417]、そしていま5月24日には3%と報告した。これらの数字の変動は金の市場価格の下落を反映していた。」(ibid., editor's note 2) これはリカードがこまかい刻みでの時系列変化を追いながら数字データを得て、それらを適宜挙げていることを示している。これによると、BoE 銀行券の減価率つまりその過剰率は、兌換再開法が制定される前の三か月足らずのあいだに6%から3%へと半減していたことになる。これが銀行券の流通総額の縮小だけに起因するとすれば、BoE は議会で2月初旬から兌換再開の動きがはじまると、危機感にとらわれて早くも（割引の縮小・制限あるいは保有する証券の売却によって）銀行券の回収を始めていたことになる。これに加えて、本稿第V節第2項の最初に述べたように、このときBoE は部分的な鑄貨兌換を続けていたが、兌換によって回収された銀行券の大部分は鑄貨にすがたを変えて流通することなく熔解・輸出されており、このこともイギリス国内の流通通貨総量の収縮と地金価格の下落の大きな要因のひとつとして作用していたである。

しかし実際に制定された法律は、紙券数量のこのような急激な縮小とそれにとまなう物価の急激な下落が起こらないような十分な措置を組み込んだものであった。地金の売り渡し価格を市場価格の実勢からはじめて、1年3か月の時間をかけて4%引き下げて鑄造価格に合致させようというのであるから、BoE は通貨の回収を急ぐ必要も金を買集める必要もまったくないはずであった。なぜなら、通貨の減価がなくなれば兌換を請求する経済的な理由はなくなるからである。「1820年10月までは、同行は全然削減しなくてもよいし、そのあとはわずかの削減でよい【謹聴！】。そして同行が慎重だったなら、1ギニーも金で払い出さなくても現金支払いにこぎつけたであろうことを彼はなんら疑わなかった。同行はその発行高を慎重に削減すべきであって、彼は同行がそれをあまり急激にやりはしないか、と懸念するだけであった【謹聴！】。もし彼が同行に助言をすれば、同行に

地金を買わないようにと勧告したであろう。また同行がたとえ数百万ポンドしかもっていても [この時点での BoE の準備金は 400 万ポンド前後であった。Feavearyear (1963), p.229, 邦訳 244 ページ]、もし彼が同行の業務の運営権をもっていたなら、彼は大胆に売りに出たであろう。売るたびに為替が改善されるであろうし、金が 3 ポンド 17 シリング 6 ペンスに下落するまでは、同行が買いに出る必要はまったくないであろう。」(V/13. 議会演説の記録が話者の一人称ではなく三人称で書かれていることや、会場内での声が入っていることについては、スラッフアによる「議会演説の解題」の「IV 演説の報道の方法」と「V 本全集版での演説」を参照。V/viii-xxxiv. 以下同。) リカードのこの演説は翌々日の法案の採択に大いに貢献した。そして彼は、28 日にトラワ宛の手紙でその成立までの経緯とそれに対する彼の満足を報告したのち、しばらくのあいだ通貨問題について多くを語ることはなくなった。

ピール法の 7 月 2 日の裁可からその施行前の同年 9 月までの通貨をめぐる状況について、リカードはトラワに宛てた 2 通の手紙のなかで彼の判断を簡単に述べている。

彼は 7 月 8 日付けの手紙では、先に引いた 5 月 28 日付けの手紙の「科学と真理の凱旋」という言葉を繰り返したうえで、それが彼に与えた [満足] が「現在の地金の価格と外国為替との状態を見れば、少なからずいや増してきます」(VIII/44)、と述べている。そして、「金は 1 オンスあたり 3 ポンド 18 シリングだと思えます、——銀は鑄造価格と一致し、為替はほとんど平価に近いのです」(ibid.) という現状から、「地金の価格は現在の価格に永続的に落ちつくだろうと見ることはきわめて合理的だと思えます」(VIII/45)、と予測している。リカードがここで挙げている地金の市場価格は鑄造価格を 1.5 ペンス (率にして 0.16%) 上回っているだけであり、すでに両者はほとんど一致している。5 月 24 日の演説では彼はこの率を 3% としていたので、それから一か月半のあいだにおよそ 3% 下落している。この下落率は上に見た三か月足らずの間の 6% から 3% への下落のおよそ二倍も大きい。このような地金の価格の急降下にもかかわらず、リカードは、それが「現在の価格に永続的に落ちつくだろう」というきわめて楽観的な見方をしている。鑄造価格以下への下落が起きないようにするには、発券銀行が受動的かつ無制限に金の買い入れを行わなければならないが、このような措置がさきに制定された兌換再開法から脱落していたことは先に見たとおりである。また仮に脱落していなかったとしてもこの法律はまだ施行されて

いないのであるから、BoE は法律の規定と強制による地金価格の安定化のための取引はしていなかったはずである。もしこのままの状況が続くのであれば、地金価格が鑄造価格を4%上回っている状態を想定してこの半年後に実施に移されることが定められていたピール法は、すでにこの時点で見直しが必要となっていたはずである。このようなことを考えると、リカードの現状認識はあまりにも楽観的すぎたのではないだろうか。

5月24日の議会演説を行ってから1821年初頭のころまでのあいだにリカードが通貨の現状について述べたもうひとつの資料が、上の手紙から二か月半後の9月25日に同じトラワに宛てた手紙である。彼はそこで次のように述べている：「私はこのころ地金の問題をほとんど念頭から捨てさったとあってよいくらいでした。地金の価格と外国貿易にかんする事柄は、すべてこれ以上望むところはないほど私にとってきわめて満足に経過しています。BoEの理事たちに課された賢明な歯止めに対して私は全幅の信頼を置いています——もし彼らが制限を受けなかったとすれば、彼らはその念頭を去ってはならない目的をふたたび誤り、公共の利益を考えて紙券と金の価値の同一化をはかる方策をとるのではなく、それを推進するという誤った想念から紙券の投入量を増加する処置をやったでしょう。」(VIII/79) リカードは先の手紙では地金価格を具体的に示して彼の評価を述べていたが、ここでは彼はすでに「地金の問題を念頭から捨てさって」いたためか、ただ現状に満足しているとしか言わない。彼のプランを大筋で採用した法律ができているのでまったく安心してしまっているかのようである。それでもなお彼が意識している唯一の懸念は過去長年にわたって現実に生じた銀行券の過剰発行であるが、これも今では再発の可能性はない。

そもそも BoE が紙券を過剰に発行して利子収入を拡大させることができたのは、同行が兌換義務を免除されていたからにはほかならない。しかしたとえ兌換義務を免除されても、BoE は銀行制限法が制定されてから1-2年のあいだは、まもなく兌換が再開されるのではないかという「恐怖」のもとに、みずから発券量を抑制し金準備の積み増しに努めていた。その後こうした恐怖が薄れてきた世紀転換期のころになってはじめて、同行は兌換義務免除に乗じて発行量を増やしはじめたのである (cf. IV/99-100)。リカードがはっきりと認識していたこのような BoE 当局者の「小心翼翼」の行動様式から考えれば、施行前であるとはいえ兌換再開の法律がすでに厳然と存在しているこの時期に通貨の過剰発行はありうるはずはなく、むしろ反対にその過剰な収縮こそ懸念されるべきことだったはず

である。彼は三月の議会での証言その他においてこうした懸念を表明していたが、いざ法律が制定されてみるとそれを忘れたのであろうか。少なくとも上に引用した手紙においては、彼はこの点について何の警戒感も抱いていなかったように見える。

だが実際には、リカードが上のような満足と楽観にひたっているあいだにも、BoEが銀行券の過剰な回収と準備金の同じく過剰な蓄積に着手しようとしていたことに、彼は何年も時間が経ってからはっきりと気がついた。通貨問題についてのリカードの議会における最後の発言となる1823年6月11日の演説において、彼は4年前の事態について上の二つの手紙とはまったくことなる次のような見方を示している。「同行は、1819年に同法案が通過したその瞬間から、その当然の実施に顔をそむけた。[・・・] 同行は、為替を平価に保つべき流通紙幣額を維持する代わりに、その量を制限して前例のない貴金属の流入を引き起こし、それをせっせと買って貨幣に鑄造した。」(V/312) リカードが気がつく前にBoEがこうした兌換再開法の施行をさまたげるような行動を起こしたため、同法に規定されていた1820年2月1日から23年5月1日までの段階的な実施手順は途中で大きく変更をよぎなくされることになった。その前兆は、早ければ19年の夏から秋のころにはリカードも把握し得ていたはずである。このことについて、同じ上の演説で彼は自分の誤りを次のように認めている。「さて、彼(リカード氏)が犯した誤りというのは、彼がこれらの不必要な、そして有害だと言いつぎざるをえないBoEの操作を予見しなかったということであった。」(ibid.)

先に要約紹介したように、ピール法は20年2月1日から重量60オンス(約1800g相当)を単位とする地金支払いを開始することを規定していた。BoEはこの支払い業務にそなえるために地金を造幣局にもちこみ、規定の重量と品位の地金を国王ジョージのイニシャル(R.G.)と王冠の図からなる刻印を押した鑄塊(ingot)に成型させた⁽⁹⁾。この鑄塊そのものは現存しておらずそれに刻印するための青銅製の押し型だけが伝わっている。『エコノミック・ジャーナル』に掲載されている押し型の図によると、この鑄塊は直径34mmの

(9) 以下、このとき製造された鑄塊についての記述は、スラッフアによる「現金支払い再開にかんする証言の解題」の関連箇所V/368-70、およびBonar(1923)に続いて*The Economic Journal*の1923年12月号のp.591に掲載された短い記事による。スラッフアの関連箇所の一部もこの記事を元にして

円筒状であったと思われる。底面積は直径から計算すると約 9cm²となる。金の比重はおおよそ 19 であるから 60 オンス ≒ 1800g の体積は約 95cm³であり、したがってこの鑄塊は直径 3cm長さ 10cm程度の延べ棒のような形をしていたと推測される。1819 年の前半にリカードの地金支払いプランが議会の内外で知られるようになり、これを採用した法律がやがて成立することが予想されるようになると、その実施のための金の鑄塊が作られることも予想され、早くも 5 月には法案の成立に先立ってこの鑄塊は提案者の名前にちなんで「リカードズ (Ricardoes)」と呼ばれた。ただしこれは通称であって公式名称ではない。1820 年の始めまでに造幣局はリカードズを合計 2028 本製造して BoE に引き渡した。このリカードズの数量は金額にして 50 万ポンド弱であり、当時 BoE が保有していた地金総量の十分の一強に相当する。

リカードズをもってする地金支払い（これの銀行券に対する販売）は、法律の規定通り当初 1 オンスあたり 4 ポンド 1 シリングのレートで実施されたが、しかしこのときには地金の価格は鑄造価格を下まわっており、損失を出してリカードズを買う（BoE から地金支払いを受ける）ものは実質的にいなかった。その後ピール法の規定にしたがってリカードズの価格が引き下げられたが、それでも地金の市場価格より高いままであった。結局ごく小数の金持ちの収集家が興味本位で買っただけで、20 年 2 月 1 日から 21 年 5 月 1 日の 1 年 3 か月のあいだに、その都度の価格で合計 13 本が販売されたにとどまった。残りの 2015 本は造幣局に差し戻されそこでふたたび地金に熔解されるか鑄貨に鑄なおされた。「BoE にも王立造幣局にも大英博物館にもリカードの棒金のサンプルが全然ないのは残念ではあるが驚くことではない。何の「芸術的メリット」も加わっていない 60 オンスの金は高く付く珍品である。」(Bonar (2023), p.297) 鑄塊は BoE の地金支払いの業務の便宜のために作られただけであって、それ以外には何の役にもたらず、これを手にした者はそれぞれの使用目的に応じて新たな形に変えるほかはない。刻印のための押し型だけが後代に残ったゆえんである。

地金価格の鑄造価格以下への低下は外国からの金の流入を意味する。BoE はこうして国内にあふれ出した金を買集めてこれを造幣局で鑄造させた。こうして、BoE の現金準備は 21 年 5 月には 2 年前のおよそ 3 倍に拡大していた（銀行制限期以前からの最高水準。Feavearyear (1963), p.227-9, 邦訳 242-4 ページ）。これは現金兌換が十分に可能と

見込まれる水準である。このような状況のもとで、ピール法では22年5月1日から開始すると定められていたBoEによる支払い方法の選択（地金か鑄貨か）の自由を、1年前倒して21年5月1日からとする銀行現金支払い法が21年4月13日に成立した⁽¹⁰⁾（この法律の本文はBonar (1923), pp.303-4に再録）。またこの法律でも23年5月1日からは現金支払いが義務づけられるとされていた。たしかに2年間は法律上は地金支払いも可能とされていたが、そのために作られたRicardoesはすでに無くなっており、ここに実質的にリカードの地金支払いプランは終わりを告げた。それだけではなく、21年4月末までの最初の1年3か月のあいだも、それは暫定的な方策としてさえ実質的には機能しなかったのである。21年5月1日から実施された事実上の鑄貨のみによる兌換では、当然にも支払いの最低限度とされていた地金60オンス相当の額面の銀行券だけが対象となるのではなく、1817年から新たに鑄造が開始されていたソブリン金貨の1ポンドに対応する最低額面の小額銀行券（1ポンド券）が最低単位とされたはずである。

2. 通貨状態の変化と農業苦境、リカードの「責任」の追求

前項でも触れたように、リカードは1819年9月25日付けのトラワ宛の手紙において、通貨の状態の変化とその先行き見通しに対する極度に楽観的な見方を表明してから一年数か月ものあいだ、本当に「地金の問題を念頭からほとんど捨てさっていた」（VIII/79）かのように、これらの問題についてまったく何も書きのこしていない。彼はこの手紙の前後の時期には『公債制度論』の執筆にかかっていた。また、翌20年の4月初旬にマルサスの『経済学原理』が刊行されると、ほぼこの年の終わりまでリカードはマルサスのこの新著についての膨大な「評注」（『全集』第二巻に収録）の執筆を続けると同時に、この年の後半には「評注」の執筆の合間を縫うようにして、『原理』第三版のための第一章「価値について」をはじめとする広範囲にわたる改訂作業に従事していた。このようにリカードが「地金の問題」からしばらく目を離しているあいだに、20年2月1日から施行されて

(10) 実はこの法律の制定には、この時期に表面化した1ポンド券に代表される小額銀行券の偽造の蔓延（次項参照）という、もうひとつの理由があった。偽造の蔓延という不都合を回避できない小額銀行券を回収してこれを鑄貨と置きかえようとする、リカードが目指したのとは反対方向の動きが、この法律の成立をうながす一要因になった（cf. V/91-2）。

いたピール法のもとで通貨をめぐる状況は彼が予想していたのとは大きくことなる方向に着々と進展しつつあった。その最初の兆候が、各地の農業や商業の関係者から議会で繰り返し提出される請願書であった。ピール法が成立してからのち 1819 年末から 20 年末までのあいだにもいくつかのこのような請願書が提出されていたが、リカードがこの法律との関係において真剣に取り上げなければならないとはじめて感じたのは、「バーミンガムの業況——商人の請願書」が提出されたときであった。このことは、法律の施行から一年を経た 1821 年 2 月 8 日にこの請願書について彼がおこなった演説に示されている。

商人たちの訴えた業況とは全般的な価格の低落による商業活動の低迷と苦境であった。しかもこうした状況は一都市にとどまらずイギリス全土に広まっていた。そしてこの窮状の責任は、2 年前に貨幣制度の変更を定めたピール法とその事実上の発案者であるリカードに帰せられた。このとき議会の内部でも同様にリカードの責任を問う発言があり、彼としてもこれに対する弁明ないし反論の必要にせまられて次のように述べた。「両金属 [金と銀] の相対的価値は法律が定められて以来変動してきたが、この変動の原因は何であったのか？それは次のとおりであった。つまり同行は気の小さい機関 (timid body) で、真の流通原理にしがみつくとことはほとんどなく、警戒して (taken alarm) 必要以上に大量の金を買い込んだけれども、その実、だれも金を要求しないことを経験によって知っていたのである。新しいプランが実施されて以来、同行から一本の棒金 [60 オンスのリカードーズ] さえも要求されたかどうか、彼 [リカード] はほとんど信じかねた。」(V/75-6) リカードはここでは金価値の上昇という一点だけに問題を絞って、請願書に述べられている苦境の原因が自分にではなく BoE の誤った行動にこそあると主張している。BoE が不必要に大量に金を買い集めて金の価値を高めていることが価格低下の真の原因であるというのである。このあとも同様の請願書の提出や議会内部でのピール法の実施手続きの見直しを求める動きがあいつぎ、リカードはその都度「責任者」として追求され弁明をせまられる立場におかれることになった。

1819 年 5 月のピール法では、21 年 5 月 1 日からは地金支払いの価格を鑄造価格にまで引き下げること、そして、その 1 年後の 22 年 5 月 1 日から地金支払いとともに現金支払い (鑄貨兌換) も可能とする、と規定されていた。ところが、21 年の議会会期が始まると上記のような請願書の提出に加えて、地金支払いを廃して現金支払いの早期実施をうな

がす二つの事態が表面化した。その第一は、上に引用した演説でリカードが述べているように、BoE が大量に金を買集めてこれを鑄造して現金準備の拡大をすすめていたことである。第二はこの時期になって忽然と話題になりはじめた、1 ポンド券をはじめとする小額銀行券の偽造が広がっていたことである。

第一点については、前項で見たように、銀行券の減価はピール法が成立してからまもなくほとんど解消していた。そして BoE はその後も引き続き通貨を縮小させつづけた。このため金価格は鑄造価格以下に低落し為替は上昇した。イギリスからの安価な商品の輸出が拡大し、逆に海外からは大量の金が流入してきた。BoE はこの金を買集め金準備の拡大に努めた。実際、ピール法が施行された 20 年 2 月からの 1 年間に BoE の地金保有量は二倍以上拡大しており、その額は兌換停止以前の 1790 年以来最高のレベルに達した (Feavearyear (1963), *ibid.*)。そして BoE は 22 年 5 月 1 日からの鑄貨兌換にそなえるために造幣局でこれを鑄造させた。イギリスでは 18 世紀以来 1 ポンドではなく 1 ポンド 1 シリング (21 シリング) の価値をもつギニー金貨が鑄造されていたが、1816 年に金を唯一の価値の標準として銀をこの地位から除外したりヴァプール法 (Lord Liverpool's Act) が制定されたのに続いて、翌 17 年からはギニー金貨に代えて 1 ポンドの価値のソヴリン金貨が発行されるようになった。BoE が 20 年代のはじめに上のようにして大量に集積した鑄貨もこのソヴリン金貨であった。おそらく、額面が紙幣と同じポンド単位だったのでギニー金貨よりも紙幣との交換 (兌換) に使用するのにより適していたと思われる。BoE はこうして早くも 21 年初頭のころには現金支払いの再開に十分な大きさの鑄貨準備を整えたため、翌年 5 月からの現金支払いの再開を一年前倒して実施できる措置を議会に要請するにいたった。

第二点について、リカードは 21 年 3 月 2 日付けでトラワに宛てた手紙のなかで次のように言っている。「イングランド銀行券の偽造に対する安全策が発見されないのは残念です、——1 ポンド券の回収はかならず通貨の価値を引き上げるでしょう。」(VIII/350) これは、1 ポンド券の流通を維持し物価のこれ以上の低下を起ささないようにすべきだという趣旨であるが、回収された 1 ポンド券に代わって鑄貨が流通しはじめることへの懸念はここにはまだ示されていない。スラッフアはこの箇所に次のように注記している：「2 月 20 日に下院で、イングランド銀行券の偽造を防止する手段を究明するために選任された

委員会がそれまでに、偽造不可能な銀行券を作り出す過程を発見することに失敗したと述べられた。3月19日に〔大蔵大臣の〕ヴァンシタートは、これらの期待はずれの結果は、BoEが金鑄貨の発行を再開する時期を前倒しすることを正当化する事情であるとした。』(ibid., note 1)そして同日議会には「イングランド銀行現金支払い再開法案」が上程された。これは事実上、偽造されやすい1ポンド券などの小額銀行券を回収して、その代わりに今やBoEが大量に用意しているソヴリン金貨（額面の点から両者は代替関係にある）を流通させようとするに等しかった。小額銀行券が偽造によって流通をさまたげられていたとすれば、これに取って代わる小額支払いの手段がどうしても必要であったが、該当するものはソヴリン金貨以外にはなかった。

銀行制限期の兌換の停止と通貨の減価のもとで、鑄貨（当時はギニー金貨）は新規に補給されなくなり、また同時に流通中の鑄貨は輸出のために熔解されていった。もともと小額銀行券は、こうして流通から消えていった小額支払い手段の穴埋めとして、18世紀末から発行されはじめたものである。しかしその後しだいに流通総額を拡大し、1810年の頃にはほぼ全面的に鑄貨を駆逐してこれに取って代わっていた。紙幣は、紙という内在的価値が実質的にゼロの素材の上に数字を印刷することによって、この内在的価値とはまったく独立した大きな価値をもつ「貨幣」として使用される。リカードが言うように紙幣の価値はその全体が「鑄造手数料（貨幣発行益）」からなる(cf. I/353, IV/114)。しかし、額面が小さければそれに応じて貨幣発行にともなうこの利益も小さくなる。最小額面の1ポンド券では一枚あたりこの利益は最低になる。また1枚あたりの額面が小さいので発行総額に対して発行枚数が多くなり、銀行にとっては相対的にきわめて高コストな「商品」になる。おまけに、小額紙幣は多数の人びとの日常的な消費支出（所得流通）の手段として使用されるために、一般に流通速度が速く損傷・破損による取り替えの周期が短いであろう。このこともまた小額紙幣発行のコストを高める要因となる。反対に高額紙幣についてはこれらすべての点で逆のことが言える。

その結果、発券銀行は小額紙幣の用紙や図柄そして印刷にかかるコストを極力抑えようとするであろう。こうして小額銀行券は「不細工な」(V/92)作りのものとなりがちであったと思われる。このことが小額銀行券の偽造を容易にしたであろう。さらに、小額紙幣は多くの枚数が発行され多くの人びとによって頻繁に使用されるため、偽造券がいったん流

通に紛れ込むと最初の偽造者を遡及的に突き止めることはきわめて困難であろう。反対にこれらすべての点において高額紙幣の偽造と使用は困難であったであろう。それがまた高額紙幣の偽造にたいする抑止として作用したと思われる。だがその反面、小額紙幣の偽造と使用は多くの手間のわりには得られる利益は小さくその誘因も小さかったであろう。にもかかわらず小額紙幣の偽造が蔓延したのは、それが高度な技術を必要とせず「誰でも比較的簡単に手を出せる」詐欺行為だったからかもしれない。しかし洋の東西をとわず一般に偽造通貨の製造と使用に対しては、「貨幣高権」を独占する国家がその権力に対する侵害と一国の貨幣（経済）秩序に対する攪乱行為として、厳罰をもってのぞむのが通例である。当時のイギリスでも同様であった。リカードの時代にも「偽造をかどとする全国いたるところでの死刑執行」(V/201)がおこなわれていた（また、IV/225-6も参照）。たかが1ポンドであっても偽札を使えば死刑になるのであれば、人びとはいつ偽札を掴まされるかわらされるかわからない1ポンド券を受け取ることも使用することも避けようとしたであろう。こうして1ポンド券の流通が極度に停滞したのではないかと思われる。しかしにもかかわらず、この額面に相当する小額支払い手段が不可欠であることには変わりなかった。このことも、BoEが小額紙幣の使用を停止してこれを鑄貨で置きかえるために現金支払いの早期再開を求めた理由のひとつであった。リカードとしてもむげにこれを拒否することはできなかったであろう。

ところで、上に述べたように1ポンド券をはじめとする小額紙幣は、その偽造の問題が議会で論じられるようになるまでにすでに20年以上も前から発行され流通していた。もしもこの期間をとおして、小額紙幣の製造・発行・使用（さらには偽造）についての条件が上に述べたものと変わらないままであったとすると、兌換再開が差し迫った課題となっていた1821年のはじめのころになってその偽造の問題が唐突に浮上してきた（すくなくとも『全集』に収録されている資料からはそう見える）のであろうか。どうしてこのときよりも前に偽造が広がらなかったのだろうか、あるいは、広く偽造がおこなわれていてもそれが小額紙幣の使用を取りやめようとする動きにつながらなかったのでしょうか。たとえば小額紙幣の偽造が絶えなくても、代替流通手段がさしあたっては他になかった（銀行制限が続いていた）ために、その弊害（リカードは利点ばかりに注目していた）にもかかわらず使い続けられざるを得なかったのだろうか。この疑問に対する答えはおそらくリカー

ドのテキストからは得られないであろう。残された疑問として今後機会があれば研究課題としたい。

やや岐論が長くなったが、BoEによる铸貨準備の蓄積と小額銀行券の偽造を理由とした早期の現金支払い再開の動きは、明らかに地金支払いプランに逆行するものであった。大綱においてこのプランを体現したピール法の施行途上でこのような逆流が表面化したことは、リカードに大きな衝撃を与えたと思われる。この逆流の一方の要因はすでに既成事実化していたし、他方の要因は彼自身にも異論をとこなることが困難なものであった。「イングランド銀行現金支払い再開法案」が上程された21年3月19日のリカードの議会演説は、地金支払いプランの法制化とその施行を強く望み主張していたリカードが一時的に動揺して、彼の立場を（スラッフアがこの用語を使用したのとは異なった意味において）「弱化」(I/xxxviii.)させている印象を与える。事実、これ以降もリカードは議会演説においてピール法施行後の事態の推移についての分析とBoEに対する批判は続けるが、なお彼のプランを実行に移すことを訴えることはなくなった。彼はこの日の演説で、現下の物価下落がピール法の見込んでいた通貨価値の5%の上昇による以外に、BoEの誤った行動による金価値の上昇そして農業部門に特有の実物的な要因にもよることを示して、5%以上の物価下落に対してピール法ないし彼自身には責任はないと主張し、最後に、上程されている法案とイギリスの通貨制度の今後について次のように述べている。「発行高が全部銀行券からなっていようと、半分が銀行券で半分がソヴリン金貨からなっていようと、偽造の危険は同一であろう、ということはまったく明らかであった。偽造に対する唯一の有効な対策は、BoEが正貨支払いを開始する時期を早めることであろう。もしこうすることによって、このもっとも望ましい目的が実現されうるならば、彼[リカード]は自分自身のプランを放棄するのにまったくやぶさかではないであろう。そして同行が2-3か月のうちにも、1797年以前のこの国に存在していた通貨制度に復帰することによって、その銀行券の模造に対する最良で唯一の有効な保証を与えるほどの、準備状態にこの時あったことに彼[同上]はまったく満足した。」(V/96-7)

こうしてリカードは一か月あまり後からの現金支払いの再開と地金支払いの実質的な制度上の停止⁽¹⁾を定めた「現金支払い再開法案」に賛成の演説をおこなったのである。この法案についての審議はその後もつづきリカードもさらに三回演説をおこなっている。そし

て彼が最後に演説をした4月13日に下院を通過して、5月1日から施行された。この法律においても23年4月30日までは現金支払いは義務づけられておらず、それまでは地金支払いも選択事項に含まれることになっていた。しかし、2000本以上が「売れ残っていた」リカードズがこの法律の施行開始と同時にBoEから造幣局にさしもどされ、地金ないし鑄貨に変えられることになったため、地金支払いは形式的にも廃止されたことになる。経済史上、銀行制限が最終的に終了して兌換が再開されたのが1821年とされるのはこのためである。

リカードは3月19日の演説で、偽造を除去するには現金支払いによって少額紙幣を鑄貨に置きかえるしかないと言い、またBoEが（このことを意図してであったかどうかは別として）そのために必要な鑄貨をすでに十分に準備していたことを評価している。そして「彼自身のプランを放棄する」用意があるとまで言明する。ここまで進んでいた事態を再度もとに戻してあくまでも自分のプランを実施すべきであると主張することは不可能であった。確かに彼は当面の実践的なプログラムとしての地金支払いプランは放棄したと言ってよいように思われる。しかし、それが理論的に考える最良の貨幣制度であるという一種の「信念」は持ち続けていたように思われる。この演説から一年後の1822年3月5日付けのトラワ宛の手紙でリカードは、緊急事態が発生した場合には「インゴットによる支払いプラン [インゴット・プラン] (Ingot plan of payment) がもういちど必要となるでしょう」(IX/176) と言っている。上の演説以降リカードが地金支払いプランの実施について述べたのは、もっとも古くから文通関係が続いていた信頼すべき友人に対する内々のこの「打ち明け」だけであった。もちろんリカードの存命中に彼のプランが見直されたり復活したりしたことはまったくなかった。ところで、Bonar (1923) 以来リカードの地金支払いプランは「インゴット・プラン」と呼ばれることが多いが、彼自身がこのタームを使用したのは上の引用文において一回だけであった。ここでは普通名詞の *ingot* が *Ingot* と固有名詞のように大文字で表記されており、ある特定のものを指しているかのようである。それはおそらく一年前まで地金支払いのために用意されていた *Ricardoes* を指してい

(11) 事実上は停止していた。というよりも最初から機能していなかった。機能していたとすれば、それは現金支払いを先に延ばすことだけであった。

るのではないであろうか。それはこの時にはすでに一本もなくなっていたであろう。このインゴットの消滅はおそらく彼にとって地金支払いプランの消滅を象徴するような出来事であったかもしれないが、それでもリカードは自分のプランがなお今後再び有効性と必要性を取りもどす可能性をどこかで信じていたのである。

しかし、地金支払いがなくなって現金支払いが再開されたからといって、その後の通貨をめぐる状況に対してリカードの「責任」を追求する動きが議会の内外をとわず止んだわけではなかった。1810年の「地金報告」以来、彼は兌換の再開を要求する地金主義の旗手とみなされてきた。支払い形態のいかんをとわず、イングランド銀行券がふたたび兌換銀行券になってから生じた不都合な事態はすべて彼の責任だとする動きはあとを絶たず、彼はこのような攻撃に応戦するための議会演説を繰り返さざるを得なかった。また、特にトラワとマカロックに宛てた私信においても、通貨情勢をめぐる彼に対する攻撃についての苦情を繰り返している。リカードに対する攻撃がとくに激しさを増してくるのは1822年末からの「農業苦境」を理由とする組織的な動きが始まってからである。翌年2月初旬に議会会期が始まると、リカードはこの「農業苦境」について5月までに長短5回の演説をおこなっている。彼は前年度に引き続き下院の「農業委員会」の委員に任命されている。そして少数派であった彼は委員会からの報告書が提出されると、これを攻撃することを主目的としたパンフレットを（いつものように）議会での討論に間に合うようきわめて短期間のうちに執筆刊行した（『農業保護論』）。

こうした一連の動きの兆候を最初に示しているのが21年12月11日付けのトラワ宛の手紙である。初冬のこの時期は毎年の農産物の収穫期の直後であり、このころに農産物取引が年間をつうじてもっとも活発になる。同時に、年々変動する農産物価格の相場形成に大きな役割を演じるのもこの時期の取引であると思われる。「農業苦境」を理由とするリカードへの攻撃がこの時期に激しさを増したのは、農産物の生産と流通のこうした季節性と関連していると思われる¹²⁾。彼はトラワに次のように言っている：「田舎では通貨の問題にかんするいちじるしい誤解が流布しています。ある人たちは田舎に起こってくるすべての害悪をピール法案に帰し、そしてそのピール法案をきまって私のせいになります。そういう人たちは穀物や家畜の価値の全下落をたんに名目的なものだと言い、これらの物は実際には下落していないのであって、貨幣が騰貴したのだと言うのです——貨幣価値の変動は

10%でこの点は私もよろこんで認めていることを彼らは聞かないでしょうし、また彼らの公正でない非難に対する私自身の弁明に耳をかたむけてくれないでしょう。」(IX/122-3) 農業関係者たちは彼らの収穫の販売価格が低下したのを見て、そのすべての原因を彼ら自身の活動（農業生産）以外のものにもとめ、憤りのほこさを貨幣価値を上昇させた張本人のリカードに向け彼の「責任」を追求するという「公正でない非難」をおこなった（穀物価格の下落にともなう農業関係者たちの怒りがこの時とばかりリカードに向かったのは、彼が以前から穀物法に反対し安価な穀物の重要性を強調していたからでもあろう）。しかし貨幣的要因による価格下落は10%でしかなく、しかもそのうちの5%はBoEの責任である。このちリカードはこうした弁明と説明を何度となく繰り返さざるをえなかった。

上の手紙の最初に述べられている「田舎」で流布している「通貨の問題にかんするいちじるしい誤解」とは、その数日前にロンドンからそう遠くない地方の小都市で開催された彼の同僚議員の祝賀会に出席して、通貨を中心とする経済問題について講演をおこなったリカードが、その場で見聞したことがらを示唆している。さらにその3日後にも同様の集会が近くの別の小都市でも開催されたが、リカードはこの時は欠席した。最初の祝賀会の席上での彼の演説に反論するかのように、彼が欠席していた二回目の集会で「演説者のうちのいく人かが彼の通貨プランのために彼を攻撃し、農産物価格の下落をその作用のせいにした。」(V/515)リカードは翌1月3日にマカロックに宛てた手紙でこの件について次のように報告している：「コベト氏の賛美者の何人かがモンマス [二回目の集会の会場] で私の虚偽の託宣なるものについて話をしました——同じ連中がヘレフォード [一回目の集会の会場] にも居合わせ、私もそこにいたので、自分のために話をする機会を得ましたが、彼らはそのときには何も言いませんでした。」(IX/141)リカードはモンマスの集会で自分

(12) トウクのこの時期の月別平均小麦価格表によると (Tooke (1838), p.390, 邦訳 366 ページ)、1821 年には 11 月から穀物価格が低下しはじめ、12 月には Winchester quarte (約 2.27 ℓ) あたりの価格が前月から 5s. 1d. 低下して 49s. になっている。小麦価格が 50s. を割ったのは 1799 年 1 月以来のことであった。また、翌 22 年に入ると価格は継続的に下落し 12 月にはこの前後の時期の最低レベルの 38 s.11d. にまで落ち込んだ。こうした小麦価格の動向が、22 年の議会開催と同時に「農業苦境」が議論の大きなテーマとなった背景にあったのであろう。また第四四半期の小麦価格の低落は 1819 年・20 年・21 年に見られ、これらの年が 3 年連続の豊作であったことが推測される。リカードも 23 年 6 月 11 日の下院における演説のなかで、「この変化 [小麦価格の下落] の大部分の真の原因」が「二回ないし三回の豊作の影響」による「供給の過剰」(V/315)にある、と述べている。

が「欠席裁判」にかけられていたことをその後の新聞報道で知ってから、これに対しておおよかに反論するために新聞に投稿する目的で公開書簡の下書きを書いた。この下書きは、「ピール法案の影響にかんする一新聞宛ての手紙の下書き」として『全集』第五巻に掲載されている (V/515-21)。しかし、草稿が残っているだけで、彼がこれをどの新聞に送付したのか、あるいは書いたまま送付しなかったのか、またいずれかの新聞に掲載されたのか、不明である (cf. V/515)。この草稿でもリカードは同じように繰り返される攻撃に同じような反撃を加えているだけであり、これ以前の彼の発言とくらべて新しい論点を打ち出しているわけではない。彼はこのような不毛な論争を何度となく強いられたにもかかわらず、これを放棄することなく最後まで闘いつづけた。

農業不況の深刻化とともにリカードに対する攻撃が強められるなかで登場してきたのが上の手紙のなかに名前を出てくるコベト (Cobbett, William) である。ジャーナリストであった彼は大きな発行部数と影響力をもった週刊新聞 *Cobbett's Weekly Political Register* を舞台にリカードに対する罵倒を浴びせ続けた。コベトの言動はリカードに通貨情勢に対する懸念を抱かせることもあった (22年3月5日付けのトラワ宛の手紙 (前出)。Cf. IX/176) が、彼の通貨理論にとって何らかの意味のある発言はなかったようである。

コベトとならんで、22年の2月からの会期において議会内でリカードの攻撃の先頭にたったのがウィッグ党の古参議員のウエスタン (Western, Charles Callis) であった。地主階級の出身であった彼は農産物価格下落の原因と影響をめぐってリカードと激しく対立した。リカードは、ウエスタンがピール法のもたらした結果を非難しその撤回をもとめる動議を提出するたびに、ピール法と彼自身の立場を擁護してウエスタンの動議に反対する演説をおこなった。しかしこの論争において、リカードがウエスタンの批判から積極的な触発を受けたことはなく、彼に反論する演説においてもウエスタンの主張自体はほとんど相手にしていないように見受けられる。ただし、22年2月の会期始めから23年7月の会期末までのあいだにリカードがおこなった多くの関連議会演説のうち、もっとも重要な二回の演説 (22年6月12日、23年6月11日) は、いずれもウエスタンの動議をきっかけとしてなされており、この限りでは彼は通貨問題をめぐるリカードの議会での言論活動に貢献したと言えるかもしれない。これらの演説は22年4月中旬に刊行された『農業保護論』の第五節とならんで、ピール法の施行から2-3年後の通貨をめぐる状況についてのリカー

ドの包括的な分析と彼の立場の説明を含んでいる。次の項でともに取り上げて検討してみたい。

さて、以上に見たように議会の内外での論争が進んでいるあいだにも、21年5月1日からは直前に成立した現金支払い法に基づいて銀行券の鑄貨兌換がはじまり、イギリスの通貨の状態は短期間に大きく変化していた。リカードはこの期間をつうじて商品価格の低落のうち5%はピール法が想定していたとおりの通貨価値の上昇をあらわし、5%はこれと同時に上昇した貨幣の標準としての金自体の価値の上昇をあらわす、したがって貨幣的な要因による価格の下落は10%であると言いつけている。これらの数字が彼の以前の発言と同様に経験的なデータの細かい観察に依拠したものであったとすれば、少なくとも彼が $5+5=10$ という計算をしていたあいだは、地金価格は鑄造価格とほぼ一致していたかこれから大きくは乖離しなかった、したがって大量の金の国際的な流出もなかった、と考えてよいであろう (cf. Tooke (1838), p.385, 邦訳 361 ページ)。これはつまり、この間の通貨の状態の変化が国内流通の状態の変化、それも（金の価格と金自体の価値という両方の意味での）通貨の価値の変動をとまなわない変化に限られていた、ということである。リカードは、現金支払いが再開されてからおよそ1年後の1822年6月9日（この3日後にウエスタンが動議を提出してこれにリカードが反論の大演説をおこなうことになる）にトラワに宛てた手紙で、通貨流通の現状について具体的な数字を挙げて次のように言っている。「現在の流通総額は、ロンドンと地方をあわせて、多分3200万 [ポンド] を多く超えないでしょう。そのうち1600万近くが5ポンド以上のイングランド銀行券で、750万がソヴリン金貨、900万が地方銀行券です。もしこれが本当だとすると、1819年以降イングランド銀行券と鑄貨をあわせた量はほとんどまたはまったく減っていないで、地方銀行券だけが750万ポンドだけ減ったことになります [・・・]。下院に提出された報告によると1817年以降1900万以上のソヴリン金貨が鑄造されています。BoEは鑄貨の輸出が有利なときに大変おろかにも鑄貨を発行したのであり、その間に500万のソヴリン金貨を手放しました。したがってこれらの全部が輸出されたとしても、1400万以上のソヴリン金貨が現在国内にあるはずです。この量の金のほかにBoEは相当量の地金のたくわえと、おそらくいくらかのギニー金貨をもっているでしょう。」(IX/201-2)

ここに挙げられている数字によれば、高額銀行券とソヴリン金貨と地方銀行券の流通量

の合計がほぼ流通総額に等しくなる。つまりこれ以外の種類の通貨（5ポンド未満の小額銀行券⁽¹³⁾）はこの時には流通していなかったということである。このことは、現金兌換が始まってからわずか一年あまりのあいだに、BoEから発行されていた小額銀行券はほぼ全面的にソヴリン金貨に入れ替わった、ということの意味する。つまり、兌換が再開されると通貨流通のありかたが短期間のうちに1797年以前の状態にもどったということである。

また、5ポンド以上のイングランド銀行券と鑄貨をあわせた現在の流通総額は1819年のそれとほとんど同じである、とリカードは言っている。しかし彼は一年以上も前から、BoEが通貨発行量を大きく縮小させてその価値を引き上げ、国外から大量の金を流入させてこれを買集めることによって金の価値を上昇させたため、ピール法が見込んでいたより二倍も大きく物価を下落させた(5+5=10)、と主張してきたのではなかったか。彼はここでは、1819年とその二年後の状態を比較して通貨の流通量が変わっていないと言っているのであり、その間に通貨量がどのように変化したかについては何も言っていない。詳しくは次項で論じるが、BoEの発行する銀行券の量は1819年から一定期間大きく減少してその後増加に転じてもとに戻った（ただしこの時には少額紙幣が金貨に変わっていた）と考えられる。最初の減少による通貨価値の上昇（物価の下落）に誘発されて国外から金が大量に流入した。BoEは兌換に備えるためにこの金を手に入れようとしていたし、国外から金を入手した輸出業者たちは市場価格よりも高い鑄造価格でこれをBoEに売却して利益を得ようとしたであろう。BoEによる金の買い取りは同時に銀行券の新規発行でもあり、この取引額に応じて流通通貨量が拡大したのである。

さらに、地方銀行券の流通量もイングランド銀行券の増減と連動して変化したと考えられる。この当時の地方の零細銀行が発行していた銀行券は、イングランド銀行券との「兌換」の保証によってその通貨としての価値を維持していた。したがって、その発行の動きは多かれ少なかれBoEの発券動向を後追いつく傾向があったと考えられる。上にのべた前者の局面においては二種類の銀行券の発行量はともに縮小したのである。だが後者の局

(13) リカードがこの手紙のなかで分析している21年5月からあとのイギリスの通貨の状態の変化には、小額銀行券の流通からの引き揚げ（またその元になった偽造の拡大）や大量の「売れ残り」リカードズの回収も当然含まれており、これらを無視しては彼の分析を評価することはできないが、しかし彼はこのいずれについてもまったく触れていない。

面において金の買入れのために銀行券の増発に転じたのは BoE だけであった。その上、前者の局面をつうじて世界的に金の価値が上昇した⁽¹⁴⁾ため、一定量の取引を媒介するのに必要な通貨の数量は減少していたと考えられる。上の引用文でリカードは「地方銀行券だけが 750 万ポンドだけ減った」と言っているから、イギリス国内を流通する通貨の総量は 1819 年からの 3 年間で約 4000 万から約 3200 万へとおよそ 20% 縮小した、しかもこの縮小がすべて地方銀行券の発行高の減少によるものだったということになる。これに対応して地方銀行に対する BoE の立場が強化されたことになるのかもしれない。

本稿第 V 節第 2 項の最初に述べたように、1815 年末にナポレオン戦争が最終的に終結すると BoE は遠からず兌換が再開されるだろうと予想して鑄貨の準備を開始した。延長された銀行制限法のもとでも兌換をおこなうことは禁止されていたわけではなかったの、BoE は一定程度の兌換に応じられるだけの鑄貨準備が確保できたと判断した翌 16 年の 12 月に、対応能力を超える申し込みを避けるために一定時期以前に発行された銀行券に限定して兌換の受付を再開したが、このときには地金価格が鑄造価格を下まわっていたため兌換の申し込みはほとんどなかった。しかし、ギニー金貨に代わってソヴリン金貨の発行が始まったあとの 17 年 9 月にふたたび BoE が同じように限定的な兌換の再開を告知すると、今度は申し込みが殺到した。こうして BoE が貯えていた鑄貨の流出がつづいたが、兌換対象となる銀行券に発行日の制限が加えられていたため金準備の枯渇の恐れはなかった。こうしてソヴリン金貨による兌換は、現金支払い法案準備のために 19 年の 4 月と 5 月に提出された秘密委員会の報告書で法案の制定に先立つ兌換の実施を中止するよう要請されるまで続いた。リカードが先に引用したトラワ宛ての手紙で、「BoE は鑄貨の輸出が有利なときに大変おろかにも鑄貨を発行したのであり、その間に 500 万のソヴリン金貨を手放しました」と言っているのは、このときに起きていたことを指している。17 年 9 月から 2 年近くのあいだ地金価格は鑄造価格を一貫して上回っていた (Tooke (1838), p.379、邦訳 355 ページ)。こうした状況における兌換請求の目的は、得られた鑄貨を熔解

(14) 他の諸国の通貨の状態にも世界中の通商の大きさにも変化がなかったとすれば、世界（事実上は西ヨーロッパ）経済に大きな比重を占めていたイギリスにおける銀行券の縮小は、リカードの理論によれば、金と銀行券からなる世界全体の貨幣総量のより小さい割合での縮小でもあった (Cf. III/54-7)。これが貨幣金の価値をそれだけ上昇させたと考えられる。

して国外に輸出して利益を得ることであった。したがって、この間に BoE が「手放した」 「500 万のソヴリン金貨」は「全部が輸出された」のである。このこともこの期間をつうじた地金価格の継続的な低下の要因であったであろう。

ところが、ピール法の成立によりこのような「先行的な」現金支払いが一時期停止され、代わって 20 年 2 月から「リカードズ」をもってする地金支払い（これは支払われた地金が輸出されることを最初から予定しているも同然であった）が実施されると、支払い価格が市場での地金価格をわずかではあれ常に上回っていたため、ピール法の趣旨に沿った支払いは実質的にまったく行われなかった。そして 21 年 5 月から現金支払いが前倒し実施されるに先立って、用意されていた 2028 本のほとんど全部（総額で 50 万ポンド弱に相当）が「売れ残って」いたため、造幣局で地金ないしソヴリン金貨に変えられ、BoE の「相当量の地金〔と金貨〕のたくわえ」(IX/202)に加えられた。リカードの計算によれば 1817 年以来鑄造された 1900 万ポンド以上のソヴリン金貨のうち、500 万は地金に戻されて国外に流出し、750 万ポンドは国内で流通しており、残りの 650 万ポンドあまりは BoE の金庫の中に保管されている。これに「相当量の」旧ギニー金貨と地金のたくわえを加えると、BoE がさまざまな形態でいかに大量の金を「無駄に」保蔵しているかが分かる。リカードはこれを、「この業務はなんと拙劣に運営されたのでしょうか！」(ibid.)と云って非難している。

以上に見た 1816 年 12 月から 21 年 4 月末までの銀行券の金との交換の再開の何回かのころみには、それが鑄貨によるものであるか地金によるものであるかにかわりなく、ひとつの共通点があった。それは地金価格が鑄造価格を上回っている時にだけ銀行券保有者たちが BoE に支払い請求をした、ということである。そうでなければたとえ銀行券の金との交換が可能であっても人びとは金を手にいれようとはしない。これはまさにリカードが理論的に想定していた銀行券保有者の行動様式であり、彼はこの想定に基づいて「経済的でしかも安定的」な通貨システムを構想したのであった。しかし皮肉なことに、リカードが想定したこのような貨幣保有者の行動は、彼が予期しなかった BoE の行動が加わったことによって、反対に彼の地金支払いプランをさしあたって機能不全に追い込んでいったのである。

当初の予定より早く 21 年 5 月から現金支払いが再開されたとき、地金価格はほぼ鑄造

価格と同水準で安定的に推移していた。このときも銀行券保有者たちがそれ以前と同様の振る舞いをしていただければ兌換の申し込みは実質的に皆無であったはずであるが、しかし実際にはそうならなかった。19年5月に成立した「支払い再開法」とはことになって、21年4月に成立した同名の法律では、BoEは銀行券に対して鑄貨で支払うか地金で支払うかを選択する自由がみとめられているが、しかし、BoEによる支払い義務が発生する銀行券の最低限についての規定は撤回されている (cf. Bonar (1923), pp.303-4)。したがって今回は、21年4月までのようにおよそ240ポンドというかなり高額な金塊 (インゴット) である「リカードズ」を単位とする地金支払いというような高いハードルはなく、いかなる金額の銀行券でもソヴリン金貨との交換が可能であった。こうして、「偽造をかどとする全国いたるところでの死刑執行のゆえに、鑄貨と同行の1ポンド券、2ポンド券との取りかえを早めるよう、いくぶんか同行を強制するほど、公衆が金属通貨をやかましく要求した。」(22年6月12日のウエスタンの動議に反対する演説でリカードが引用したBoEの一理事の前日の発言、V/201) 偽造が広がった小額銀行券の使用を避けようとした多くの人びとが鑄貨との交換を求めて銀行窓口に押しかけたのであるが、このときの大量の兌換請求は、人びとが紙券通貨の価値について疑念をいできて兌換を求めて殺到するパニック時の「取り付け」とも、また、減価した紙券を同一額面の鑄貨に変えて減価による損失を取りもどそうとする通常の兌換行為とも、性質がことになっていた。現金兌換が再開されたときには、このどちらの動機による行動も起きる状況にはなかった。公衆はたんに、彼らが日常的に使用する小額支払い手段を銀行券から鑄貨に変えることによって、偽造通貨使用による厳罰を回避しようとしただけである。しかもこうした兌換は、一年たらずのうちに21年5月まで流通していた小額銀行券のほぼ全額に相当する750万ポンドに達するほどの大きな規模とスピードで進んだのである。他方、通貨偽造の犯罪に巻き込まれる危険性について当時取りざたされていなかった高額紙幣の保有者にとっては、兌換によって少数の紙幣を扱いにくい多数の金貨と取り替えることには何の利点もなかったであろう。リカードが22年6月9日の手紙で述べている750万ポンドのソヴリン金貨は、そのほとんど全部が21年5月からの一年あまりのうちに小額紙幣に取って代わったものだと考えてよいであろう⁽¹⁵⁾。

引用参考文献

第一次文献

- Bosanquet, C. (1810), *Practical observations on the report of the Bullion-Committee*, London (C. ボウズンキト『地金委員会の報告に対する实际的批判』田中生夫訳、『法経学会雑誌(岡山大学)』第20号・第21号、1957年)。
- Cannan, E. (1919), *The Paper Pound of 1797-1821. A reprint of the Bullion Report, with an Introduction by E. Cannan*, London (田中生夫編訳『インフレーションの古典理論『地金報告』の邦訳と解説』未来社、1961年)。
- Cobbett, W. (1822), 'To the money holders, on the reduction of the interest of the debt', in *Cobbett's Weekly Register*, Vol.41, No.9, London, March 2, 1822.
- Galton, S. T. (1813), *A Chart, exhibiting the relations between the amount of Bank of England notes in circulation, the rate of foreign exchanges, and the prices of gold and silver bullion and of wheat; accompanied with explanatory observations*, London.
- Gilbart, J. W. (1837), *The History and Principles of Banking, third edition*, London.
- Horner, F. (1811), 'Resolutions moved by Francis Horner ESQ., Chairman of the Bullion Committee, in Substance of two speeches, delivered in the House of Commons, by the Right Honourable George Canning, On Wednesday the 8th, and Monday the 13th of May, 1811, in the Committee of the Whole House; to which was referred the Report of the Committee, appointed in the last session of Parliament "to inquire into the cause of The High Price of Bullion, and to take into consideration the state of the circulating medium, and of the exchanges between Great-Britain and Foreign Parts"', London, printed for J. Hatchard, Bookseller to Her Majesty, 190, Opposite Albany, Piccadilly.
- King (1804), *Thoughts on the effects of the Bank restrictions, the second edition enlarged, including some remarks on the coinage*, London.
- King (1811), 'Speech in the House of Commons on the second reading of Earl Stanhope's Bill respecting Guineas and Bank Notes', in *A selection from the speeches and writings of the late Lord King with a short introductory memoir by Earl Fortescue*, London, 1844.
- [Malthus, R.] (1811a), 'Article V: Publications on the Depreciation of Currency', in *Edinburgh Review*, 1811, 2.
- [Malthus, R.] (1811b), 'Article X: Review of the Controversy respecting the High Price of Bullion', in *Edinburgh Review*, 1811, 8.
- [McCulloch, J. R.] (1818), 'Article III: Proposals for an Economical and Secure Currency; with Observations on the Profits of the Bank of England, &c. by David Ricardo, Esq. 1816', in *Edinburgh Review*, 1818, 12.

-
- (15) レイドラーはこうしてリカードの地金支払いプランが挫折した経緯について次のように述べている。「銀行券の偽造は1797年以前には実質的に知られていなかったが、しかしその後の低額面イングランド銀行券の流通の拡大はかなり大きな偽造の誘因となった。[...] このためにリカードのインゴット・プランはやめになった、そして1821年に最終的に現金支払いが実施されると、金貨がそれまで流通していた少額面紙幣に取って代わった。」(Laidler (1987), p. 293) レイドラーは1797年以後に小額銀行券の流通が始まると同時にその偽造も始まったかのように言うが、しかしこの説明では、どうして小額銀行券の偽造の問題が1821年になってはじめて、しかも突然に、その流通を終わらせるほど深刻化したのか分からない。

- Musket, R. (1810), *An Enquiry into the effects produced on the national currency and rates of exchange, by the Bank Restriction Bill; explaining the cause on the high price of bullion; with plans for maintaining the national coins in a state of uniformity and perfection. The second edition.* London.
- Ricardo, D., (1951a), 'On the Principles of political economy and taxation', in *The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, Cambridge University Press, Vol. I.
- Ricardo, D., (1951b), 'The High price of bullion, a proof of the depreciation of Bank notes', in *The Works...*, Vol. III.
- Ricardo, D., (1951b), 'Reply to Mr. Bosanquet's Practical Observations on the Report of the Bullion Committee', in *The Works...*, Vol. III.
- Ricardo, D., (1951c), 'Proposals for an economical and secure currency; with observations on the profits of the Bank of England, as they regard the public and the proprietors of the Bank stock', in *The Works...*, Vol. IV.
- Ricardo, D., (1951c), 'Plan for the establishment of a national bank', in *The Works...*, Vol. IV.
- Ricardo, D., (1952a), 'Speeches and evidence', in *The Works...*, Vol. V.
- Ricardo, D., (1952b), 'Letters, 1810-1815', in *The Works...*, Vol. VI.
- Ricardo, D., (1952c), 'Letters, 1816-1818', in *The Works...*, Vol. VII.
- Ricardo, D., (1952d), 'Letters, 1819-June 1821', in *The Works...*, Vol. VIII.
- Ricardo, D., (1952e), 'Letters, July 1821-1823', in *The Works...*, Vol. IX.
- Smith, A. (1976), 'An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations', in *The Glasgow edition of the works and correspondence of Adam Smith*, 2, Oxford Clarendon Press (アダム・スミス著『国富論』2、水田 洋監訳・杉山忠平訳、岩波文庫、2000年)。
- Tooke, T., (1838), *A History of prices, and of the circulation, from 1793 to 1837; preceded by a sketch of the state of the corn trade in the last two centuries.* London, vol. 2. (トマス・トゥック『物価史』第2巻、藤塚知義訳、金融経済研究所叢書別巻、1979年)

邦語二次文献

- 橋本理博「アムステルダム銀行におけるマーチャント・バンカーの決済傾向——ホープ商会の事例——」、『経済科学(名古屋大学)』第61巻第3号、2013年(橋本(2013))。
- 平山健二郎「19世紀イギリスにおける貨幣理論の発展」、『経済学論究(関西学院大学)』59(3)、2006年(平山(2006))。
- 深町郁彌「兌換と発券の調整——リカードの発券制度論の問題点——」、『九州大学経済学研究』第25巻第1号、1959年(深町(1959))。
- 松本久雄「リカードの貨幣論と金「価格」」、『桃山学院大学経済経営論集』第17巻第4号、1976年(松本(1976))。
- 中村廣治「リカード『地金案』考」、『熊本学園大学経済論集』5(3/4)、1999年(中村(1999))。中西充子「リカードの地金案について」、『成城大学経済学研究』23、1966年(中西(1966))。
- 中谷俊介「アムステルダム銀行の預金と貿易取引(1610-1683年)」、『日蘭学会雑誌』31(1)、2006年(中谷(2006))。
- 大友敏明「リカード通貨調節案の検討」、『山梨大学教育人間科学紀要』Vol.2. No.1、2000年(大友(2000))。
- 佐藤有史「現金支払再開の政治学：リカードの地金支払案および国立銀行設立案の再考」、『一橋大学社会科学古典資料センター Study Series』41、1999年(佐藤(1999))。
- 千賀重義「「管理通貨」をめぐるリカードとケインズ」、『横浜市立大学論叢』44巻1・2・3号、1993

年（千賀（1993））。

竹永 進「リカードの貨幣理論——数量説と価値論——」、同『リカード経済学研究——価値と貨幣の理論——』御茶の水書房、第3章、2000年（竹永（2000））。

外国語二次文献

Andréadès, A. (1966), *History of the Bank of England, 1640 to 1903*, tr. by Christabel Meredith, 4. ed. A. M. Kelley, New York (A. アンドレアデス『イングランド銀行史』町田義一郎・吉田啓一訳、日本評論社、1871年)。

Bonar, J., Hollander, J.H. (1899) (eds.), *Letters of David Ricardo to Hutches Trower and others, 1811-1823*, Oxford, Clarendon Press.

Bonar, J., (1923), 'Ricardo's Ingot Plan: A Centenary Tribute', *Economic Journal*, Vol. 33, Sep. 1923.

Bowley, L. (1900), *Wages in the United Kingdom in the nineteenth century*, Cambridge U.P.

Clapham, J. (1944), *The Bank of England A History Volume II 1797-1914*, Cambridge University Press (J. クラパム『イングランド銀行——その歴史』II、英国金融史研究会訳、ダイヤモンド社、1970年)。

Davis, T. (2002), 'David Ricardo, financier and empirical economist', *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 9, No. 1.

Deleplace, G. (1996), 'Does circulation need a monetary standard?', in *Money in motion The Post Keynesian and Circulation Approaches*, edited by Ghislain Deleplace and Edward J. Nell, Macmillan.

Deleplace, G. (2008), 'Les deux plans monétaires de Ricardo', *Cahiers d'économie politique*, No. 55, David Ricardo 199 ans après, L'Harmattan.

Deleplace, G., Sigot, N. (2012), 'Ricardo's critique of Bentham's French manuscript: secure currency versus secure banks', *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 19, No. 5.

Deleplace, G., Depoortère, C., Rieucan, N. (2013a), 'An unpublished letter of David Ricardo on the double standard of money' *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 20, No. 1.

Deleplace, G. (2013b), 'The role of the standard in Ricardo's theory of money', in *Ricardo on money and finance A bicentenary reappraisal*, edited by Yuji Sato and Susumu Takenaga, Routledge.

Depoortère, C. (2015), 'Two unpublished letters of David Ricardo on a monetary pamphlet by Samuel Tertius Galton', *Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 37, No. 3.

Diatkine, S. (2013), 'Interest rates, banking theory and monetary policy in Ricardo's economics', in *Ricardo on money and finance A bicentenary reappraisal*, edited by Yuji Sato and Susumu Takenaga, Routledge.

Faccarello, G., Izumo, M. (eds.) (2014), *The Reception of David Ricardo in Continental Europe and Japan*, Routledge.

Feavearyear, A. (1963), *The Pound Sterling A History of English Money*, second edition revised by E. Victor Morgan, Oxford at the Clarendon Press (A. E. フェヴィヤー、E. V. モーガン『ポンド・スターリング——イギリス通貨史——』一ノ瀬篤他訳、新評論、1984年)

Fetter, F. W. (1942), 'The Bullion Report Re-examined', *Quarterly Journal of Economics*, Aug. 1942, in *Papers in English Monetary History*, edited by T. S. Ashton and R. S. Sayers, Oxford at the Clarendon Press, 1953.

Fetter, F. W. (1959), 'The Politics of the Bullion Report', *Economica*, May 1959.

Fetter, F. W. (1965), *Development of British Monetary Orthodoxy 1797-1885*, Harvard University Press.

Hollander, J. H. (1910), *David Ricardo, a centenary estimate*, Baltimore, The Johns Hopkins Press.

Laidler, D. (1987), 'Bullionist Controversy', in *The New Palgrave: A Dictionary of Economics*, edited by J. Eatwell, P. Newman, London.

Marcuzzo, M. C., Rosselli, A. (1990), *The foundations of the International Monetary Order*, St. Martin's Press, New York.

- Marcuzzo, M. C., Rosselli, A. (1994), 'Ricardo's theory of money matters, *Revue économique*, 45(4).
- Otomo, T. (2013), 'Ricardo's theory of central banking: the monetary system and the government', in *Ricardo on money and finance A bicentenary reappraisal*, edited by Yuji Sato and Susumu Takenaga, Routledge.
- Rist, C. (1938), *Histoire des Doctrines relatives au Crédit et à la Monnaie, depuis John Law jusqu'à nos jours*, Paris, Recueil Sirey (C. リスト『貨幣信用學說史』天沼紳一郎訳、実業之日本社、1943年)。
- Takenaga, S. (2013), 'The value of money: labour theory of value and quantity theory in Ricardo's economic theory, in Sato, Y., Takenaga, S. (eds.), *Ricardo on Money and Finance, A bicentenary reappraisal*, Routledge.
- Takenaga, S. (ed.) (2016), *Ricardo and the History of Japanese Economic Thought: Selection of Ricardo studies in Japan during the interwar period*, Routledge.
- Viner, J. (1937), *Studies in the Theory of International Trade*, New York, Harper & Brothers (J. ヴァイナー『国際貿易の理論』中澤進一訳、勁草書房、2010年)。